

平成29年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成29年3月6日（月曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監兼 企業立地課長	志賀幸弘君
総務部次長 兼総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根潤志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りをいたします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影のため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定をいたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(浅井武光君) 本日、説明のため、出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、4番 鈴木重一君、5番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限はございません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、10番、大嶽弘君の質問を許します。

10番、大嶽君。

○10番(大嶽 弘君) おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をいたします。

ここへ来る前にトップバッターは空振りは許さん、何が何でも1塁に出ないといかんという警告を受けまして、すばらしい答弁、中身のある回答をいただけるものと期待しながら進めていきたいと思っております。

最初に、高齢者の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

昨年の暮れからことしの初めにかけて、集中的にテレビや新聞報道で高齢者の加害事故、交通事故についての特集記事がかなりありました。中身は、アクセルとブレーキを間違えてコンビニに突っ込んだり塀を壊したりというような、考えられないような

事故があっちこっちで起きたということでもあります。一方通行を逆走して反対から来た人はびっくりするわけでありますが、なぜそういうふうなことになるのかということについて、いろいろ指標においては、認知機能の低下だとか、目が老化現象で衰えてきて、判断能力が落ちるとか、いろいろな分析がされておるわけであります。

交通事故というのは、車に乗らなければ事故は起きないのは当たり前であります、現在の生活を見ますと車なしでは生きていけないし、車はやっぱり人間の力を超えた大きなエネルギーがありまして、生きがいがある。車なしの生活というのは今あり得ないような状況です。大都会の真ん中へ行って、駐車場はないし、地下鉄は走って、もう何でも車なんかないほうが便利だということとは別としまして、現状、幸田町においては車がないと生きていけないという状況ですが、反面、交通事故というのが逆に反対のマイナス要素として来ておるということでもあります、免許返上したらどうかというような、そんなような話も過去から出ておりますが、最近において、免許返納者についての自主返納であります、それについての状況把握等をしておられましたら、そこから回答をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 免許証の自主返納の状況ということでございます。岡崎警察署では、市町村別の返納者数というものを把握のほうをしておらず、岡崎警察署に申し出をされました返納者数となりますが、平成25年中の返納者が136名、平成26年中の返納者が442名、平成27年中の返納者が561名、平成28年中は814名と、年々増加をしております。

議員言われますとおり、これは近年、高齢者によるアクセルとブレーキを間違えて死亡事故を起こしたり、一方通行を逆走したりというような事件が多発しておりまして、テレビ等で数多く報道され、そういったことがこの返納率の増加につながっているのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、この岡崎市、幸田町の免許の保有者数、こちらのほうが現在、29万8,218名の保有者がありますが、それに占める割合としましては、平成25年では約0.05%。それから、平成26年では0.15%、平成27年では0.19%、この平成28年では0.27%と、まだまだ低い割合となっております。

なお、年齢階層別の返納者数、こういったものは把握をしていないという状況ではございますが、一般的に自主返納される方は高齢の方が多いということから、75歳以上の方の免許証の保有者数、こちらのほうが1万7,445名。これを分母としまして、平成28年の返納者814名で試算をいたしますと、約4.7%程度の方が返納されているということになります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 返納者については、まだまだ1%を行ってないけれども、75歳以上になると5%近い人が返している、という状況という話であります、この返納する理由については何か原因・分析等がされておりましたらお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 返納される方の理由でございますが、こちらにつきましてはア

ンケート等の調査はしていないということでございますが、その返納されるときにお聞きした内容といたしましては、高齢者が交通事故の加害者となる事案の報道をテレビ等で見て返納を決意したと言われる方、また、家族にも説得をされて返納しますということと言われる方が多いというふうにはお聞きをしております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） テレビを見たり、家族と相談したり、危ないのでやめておきなさいよというようなことで、もうやめようということをやめた人というふうになるわけですが、これについては強制力がないというわけでありまして、そういうふうな形でやめても支障のない生活が送れるような、そういう体制ができるといいなんていうふうなことを考えるところでありまして、現在、いろいろな国とか県とか、町も含めまして、自主返納についての推進をするということがあるのかどうかわかりませんが、その辺の返納についての進め方等についての状況等がありましたら、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 自主返納の推進施策ということでございますが、この自動車の運転免許証を返納された場合、運転免許証にかわる身分証明書を保有していただく観点から、住民基本台帳カードの発行手数料を免除する制度を幸田町では平成23年度から実施の方をしておりますが、平成28年1月からマイナンバーカードの発行が始まったということに伴いまして、カードの交付手数料が無料になったということで、当該事業につきましては廃止したという経過がございます。現在におきましては、町独自の支援のほうは実施をしておりますが、警察署につきましては有料とはなりますが、運転経歴証明書、こちらのほうの証明書を出していただければ、例えば、美容院だとか理容院で年1回ではあります500円の割引特典つきと、こういった身分証明書がわりになる運転経歴証明書を発行するといったような施策をとられておるということでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） ありがとうございます。

先ほど少し触れましたが、車の運転が生きがいであるというようなことを生活必需品と同時に思っているわけでありまして、それも含めまして、高齢者がいきいきと生きがいを持って、車も含めまして、生きがい対策というようなことではどのような施策を進めようとしている。今、実行していること、これから進めようとしているような点について考えがありましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、交通安全の立場から説明させていただきますが、交通安全、こちらの安全性を優先するというのであれば、この運転免許証の自主返納を推進することはすごく効果的な方法であるというふうに考えております。しかしながら、議員言われますように、自動車は非常に便利な移動手段ということ。この自家用車を運転し、外出すること自体が高齢者の生きがいとなっているということも事実であると考えております。この安全性の確保と、それから高齢者の生きがい対策のバランスを図ることは非常に難しい問題であるとは考えますが、自主返納をされた方々が生きがいを持つ

て暮らしていただけるための施策のほうを、先進事例なども研究しながら進めていく必要があるというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 高齢者の生きがい対策という御質問も入ってまいりましたので、私のほうから一言御答弁したいと思います。

高齢者の生きがい対策といたしまして、免許証の返納によりまして、外出の足が失われて日中独居ですとか、ひきこもり、それから生きがいを失うことによりまして認知症の進行というようなことが心配されるところでございます。高齢者の生きがい対策として、老人福祉センターの利用や一部の介護予防教室等に参加をいただきまして、高齢者のひきこもり防止を努めているところでございます。その利用の促進も図りながら、高齢者の方たちの生きがい対策に寄与していきたいというふうなふうに思っているところでございます。

また、平成30年度からになりますけれども、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けまして、現在、ニーズ調査を実施しているところでございまして、高齢者の移動支援等が必要な方への新たなサービスや買い物支援サービス等の提供について、現在、今後の計画につきまして検討していると、このような段階でございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） はい、わかりました。

中身のある計画実行になることを期待しております。

続いて、これもテレビや新聞報道であります、国とか県とか、そういう公共機関として、行政として事故防止対策をどういうふうに進めていくかということですが、道路交通法改正によりまして、何か免許取り消しの要件を拡大するというような話を聞いております。また、ほかに車の自動走行実験で、事故を起こさないように目的地に運ぶとか、幸田町もいろいろ自動走行の実験をやるということですが、全然次元を変えていくと、コミュニティバスを利用するとか、隣同士で助け合って連絡し合って、ちょっと電話があると、どこどこへ行きたいからと言うと、そこへぱっと自家用車でお互いに助け合って連れていくというような、そういうような状況も聞いておりますが、この安全対策、安全走行の対策としまして、現在、国とか県としてはどのような施策をしようとしているのか、そのあたりの情報がありましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員おっしゃられましたとおり、道路交通法の改正、こちらのほうがこの3月12日に施行のほうされます。この改正におきまして、認知機能検査、それから高齢者講習、こういった制度が拡充されるとともに、適性検査と医師の診断結果に基づいて免許を取り消されるということなど、その認知機能の低下に起因する交通事故の未然防止が図られるということになります。

一方、自動走行実験、こちらのほう、本町もいろいろ力を入れておるところではございますが、こちらのほう昨今の技術革新によりまして、着々と研究が進められておることとございまして、しかしながら、実用化され、商業ベースになるというところには

まではまだ至っていないということで、それにはもう少し時間が必要なものというふうに考えております。

岡崎警察署では、ふだんの運転をドライブレコーダーで録画して、御自分の運転を再認識していただくとともに警察官のアドバイスを受ける事業が展開をされているということでございます。また、岡崎警察署管内では70歳以上の高齢者が運転経歴証明書を提示することによるタクシーの割引制度、これは10%の割引ではございますが、こうしたことも実施をされておるということでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今、岡崎警察の方ではドライブレコーダーを見たりつけたりして、そして、運転者についての注意喚起とか、自分の運転の技術低下、そういうものをやり見直すというふうな施策を進めているということではございましたが、今のドライブレコーダーとか、それから、緊急自動ブレーキ装置というのがよく宣伝されておるわけですが、こういう緊急自動ブレーキの設置について、町として補助をしたり、それから、ドライブレコーダーについての設置の補助、そういうようなことについての施策を新たに研究したり検討したりというようなことについては、ほかの先進事例の自治体等を見て、どのように考えていくか、考えていることがございましたら答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今言われました、その自動ブレーキ、こちらでございますが、自動ブレーキにつきましては、この民間の調査結果によりますと、非搭載車と比較して、約6割の事故が減少する。中でも追突事故に至っては8割も減少しているというデータもありまして、事故防止には有効な装置であるということでは実証されておるということでございます。

この緊急自動ブレーキにつきましては、近隣の刈谷市などでは65歳以上の高齢者の方を対象に本年度から補助事業が実施されておるといことはお聞きをしております。一方、アメリカでは緊急自動ブレーキを標準装備することに20社以上が同意しまして、緊急自動ブレーキを装備した自動車が一般的なものになりつつあるということではございます。

国土交通省によりますと、平成27年度に生産されました新車の45.4%にこのブレーキが搭載されているというほど一般的になってきておるということでございます。また、あと、国連の作業部会におきましては、国際的な性能基準を策定することが決定されたと発表されており、早ければ、平成30年度中にも基準ができるというふうに言われております。この国際基準が策定された場合は、国交省は新型車の販売の条件にするように法令を改正し、最終的には全車への搭載を義務づけたいという意向であるということでは報道をされております。

また、ドライブレコーダーの設置につきましては、事故の原因を確認する際の有効な手段であると思っております。ドライブレコーダーはさまざまな種類がありまして、安価な製品も多く流通をしております。また、新車の購入時にはカーナビだとかバックモニターとセットで販売されるということも多いようではございます。こちらのドライブレ

コーダーも今後ますます普及が進むものと考えております。

これらの安全対策製品に対する補助事業は、自動車業界、それから近隣市町村の動向を注視しながら、必要性が高まった場合は補助事業の実施も検討をしてみたいと考えております。これまでの町の取り組みといたしましては、高齢者が交通被害者にならないための啓発が主な活動内容でございました。今後につきましては、高齢者が加害者にならないためのPR、こういったものも行っていく必要があるというふうには考えております。岡崎警察署や自動車学校などと連携して、加害者にならないための啓発や事業推進のあり方について、今後、研究を進めてまいりたいと思います。

また、1,300cc程度の自家用車の維持費、こういったものを試算しましたところ、購入費や自動車税、それから任意保険、車検の費用、ガソリン代、こういったものが5年間のトータルで310万円ほどの費用がかかるというような試算結果も出ております。この310万円という金額につきましては、タクシー利用に置きかえた場合は、利用者も含めて、2日に一度、片道3.2キロのタクシー乗車が可能となるというような試算結果となっております。タクシーは高いというようなイメージが大きくて、マイカーのほうが安くて便利と考えがちではございますが、この試算結果からも安くて加害者にならない交通手段の一つとしまして、高齢者の事故防止の観点から、このような試算結果のほう、ホームページや広報、こういったものでPRしまして、今後の啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 緊急ブレーキについては、状況を見ながら、法令改正の状況を見ながら研究して検討していくということではございましたが、研究・検討しておる間に隣の人が加害者になる可能性もあしたにも起きる可能性があるわけでありますので、自分の身内でそういう事故が起きたら大変なことになってしまいます。みずから犯してしまう可能性もあるわけでありますが、その辺については万難を排して、また取り組んでいただきますように要請をして次に移りますが、そういうものではいろいろな人にそういう自動車の関係の知識とか普及とか、自分の立場とか、そういうものをやっぱり理解して、みんなでやっぱり事故防止をしていくというふうな取り組みが必要かなと思うのですが、老人クラブとか、そういう地域の団体とか、そういうところでの講習会とか説明会とか注意喚起とか、そういうようなことを町で実施していること、それから今後実施されようとしているようなことがありましたら、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） それでは緊急ブレーキ、自動ブレーキ等に対する補助、そういったものではございますが、当然、その自主返納と相反する部分という部分もあるものですから、また、こういったものにつきましては、例えば、その自動車保険、こういったものも2018年の1月1日以降は、この自動ブレーキを装着している車は9%の割引をしますよと、こういったことも打ち出されておるということで、いろんな方面からこういったものの対策をとられておるという部分もございますので、幸田町としまして、もうちょっと今後研究のほうはさせていただきたいと考えております。

それから、老人クラブ等での関係でございますが、老人クラブでの講習会というもの

につきましては、高齢者の交通安全講話として機会を捉え、継続的にこれまでも実施のほうをしております。しかしながら、その交通事故の被害に遭わないための内容が主なものということで、これまでは実施してまいったということでございます。今後につきましては、免許の自主返納を含めました加害者にならないための対策、こういったものや、事故を起こさないための技術的製品の紹介なども取り入れた内容を老人クラブなどと調整を図り、実施していきたいと考えております。

先ほどの、例えば、その急発進の防止装置、こういったものでありますと、今、安く、例えば、その4万円程度で後づけでもつけられるというような商品も出ておるということでございますので、こういったものも紹介しながら進めていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） はい、よろしくお願いをしたいと思います。

今、話に出ました、今度は被害者、高齢者が被害者にならないためにどうするかという話に移りますが、報道によりますと、ことし、年が明けてから愛知県では高齢者の事故が、死亡事故が減少しているというような記事も載っておりました。一月、二月では傾向というものではなくて、たまたまということもありますので何とも言えませんが、内容を見ますと、やっぱりこう、住みなれた自分の生活区域というか、生活道路での事故によって死亡するというような状況が多い。それから、夜間、夜、暗がりですべて歩いている人とか散歩しているとか、そういう人については車に乗っている人から見ると非常に見にくい。気がついたときにはぶつかっていたと、こういうこともあるわけですが、高齢者の被害に遭わないためにどうするかということですが、現状の施策とか今後の対応などについて、状況説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） そうですね。この高齢者の交通事故の関係ですが、自宅から500メートル以内、こちらの生活道路上での高齢者が交通事故に遭われるというケースが多いということは事実であり、愛知県内では交差点や横断歩道上での事故が多発しているということは憂慮すべき事態であるというふうに考えております。

岡崎警察署では、交差点などの歩行者の横断を妨げる横断歩行者等妨害等違反に対する取り締まりを強化していく方針というふうに伺っております。町といたしましても、高齢者交通安全講話などの機会、これまで以上に交通事故に遭わないための注意点、それから反射材の有効性などをアピールしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今、反射材の活用という話がありましたが、こういう反射材も含めて、そういう安全グッズというようなものについて対策を今後どのようにしていくのか、方向性がありましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 反射材でございますが、この反射材は交通事故防止に非常に有効な手段であろうというふうに考えております。特に歩行者の安全を守るためには有効だと考えております。この町では、反射たすきの無料配付というものを行っております。また、社会貢献の一環としまして、靴のかかるとに張るタイプの反射材を無料配付してい

るという企業もございます。このような取り組みを積極的にPRいたしまして、多くの方が反射材を活用して、交通事故に遭わないための施策のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 反射材、私もちょっとよくわかりませんが、反射材の配付という話がありますが、こういうものは広報とか、そういうどういうところで説明をして、どういうふうな手続をすれば配付してもらえるのか、その辺の一般住民に対する説明はどのようにになっているのかをお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 最近はこちらのほうの広報のほうも余り行っていないというところもございますので、先ほどもお話にありましたような、例えば、そのタクシーを利用したほうがいいですよとか、そういったことで自主返納をPRする際に、あわせてこういった反射材、こういったものを町の防災安全課、こちらのほうで配付いたしますというようなことも今後PRをしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） わかりました。

これからも交通安全対策については、万全を期していただきますように要請をさせていただきます。

次の件名の項目であります。幸田駅前再開発と周辺整備についてお尋ねをします。

幸田駅前土地区画整理事業2.9ヘクタールについては、平成18年にスタートしておりますが、内容は、進め方は公共施工ということでスタートしておるわけであります。

当初の計画では、10年で完了したいというような予定でありましたが、大幅におくれているわけではあります。いろいろな事情があるかと思いますが、この幸田駅前土地区画整理事業について、当面、現在どこまで進んで、これから、あと残りはどういうふうにしていくよというような、今後の具体的な事業内容について説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田駅前の土地区画整理事業につきましては、平成18年の公共施工による事業認可を得て取り組んでおりますが、現在のところ、建物移転、これが全体で79件ございますけれども、28年度にて全て完了するというところで、今現在、2件ほど残っておりますけれども、これも今月じゅうに取り壊すという形で建物移転が完了するという状況でございます。

今後につきましては、この街路、2つの街路がございますけれども、その電線の地中化を含めて、芦谷蒲郡線及び芦谷高力線、県道の岡崎幸田線でございますけれども、この道路の築造に取りかかっていくということでございます。この、まず1本目の芦谷蒲郡線につきましては、電線地中化がほぼ完了して道路整備をこの28年度繰越明許を先日3月2日に議決承認いただきましたけれども、繰り越しながら、9月ごろをめどに完成させていきたいということでございます。

一方、県道岡崎幸田線、芦谷高力線、街路名ではありますけれども、これにつきましては新年度、29年度から電線の地中化を取り組みながら、これが現道を拡幅しながら、

片側拡幅しながらということ、交通規制をかけながらということ、若干時間がかかりまして、電線共同溝しながら整備という形でございますので、この整備が平成32年、29年から4カ年かけて、この整備を行っていかうというふうな考え方でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 県道芦谷蒲郡線、それから県道芦谷高力線と。これは駅の真ん前の地中化、それから道路工事については平成32年までかかるよという話でありましたが、ここの当初計画からここまでずれてきたというような大きな原因というのは何だったんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、当初の事業計画では、平成18年から平成27年までの10カ年という計画でございました。しかし、国の補助金などの採択、または内示状況が当初の計画よりもおくれてきまして、実際には平成25年に事業計画を3カ年延ばして、平成30年までに延ばしております。さらに、今回、いろいろな整備、電線地中化などの工事も行っていくということから、事業延伸も今考えているということでございます。

この10カ年の中で取り組んできたのが建物移転79戸ということでございます。これが、思わぬ時間がかかったということでございますけれども、その背景には、これは全て国の補助金をいただいて建物移転補償をかけようという姿勢でございましたので、そういった面でも国の状況によっておくれてきたということでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 国の補助を半分程度使って行う事業なので、国からのお金がおりにこないとなかなか事業は計画どおりに進まないよと、こういうような結果で今の事態に至っているということではありますが、一般的にやっぱりこう県・国、そういうところの補助金について、やっぱり自治体からのアピールとか、やっぱり強い要請とか、そういうものもかなり影響してくる可能性もあるわけでありまして、幸田町全体として、ほかの全部の事業を見れば、いろいろな問題があるわけですが、一部のところだけ見ると、幸田駅前だけ後回しにしているのじゃないのというような意見も聞かれますので、その辺はバランスを持って、また取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

それから、ことし、第20回の幸田町住民意識調査というのの結果報告が私どもの手元にまいりましたが、ここを見ますと、過去とかなり違った統計の仕方です。住みやすいか住みにくいだけでなくて、自由意見というものをかなり取り入れて、いろいろな意見を記載して出してまとめてあります。この辺はかなりすばらしい、やっぱり意識調査になると思うのですが、本音かたまたまかはわかりませんが、自由意見の中に第6章とか第6項であります。市街地整備という項目でまとめられております。その中では市街地整備に関する幸田駅前周辺の話が多いのですが、項目が非常に多くて、やはりどうなってるの、どうなってるのというふうな記事、それからあせよ、こうせよという記事がいっぱい載っているわけですが、この住民意識調査の自由意見の第6項の市街地の整備項目、65項目もあるのですが、これをやっぱり見られたり、実態を見て、当局としてはどのような感想とかコメントがあるのでしょうか。その辺について答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 住民意識調査が昨年7月1日に2,000人を対象に行いまして、976名、48.8%の回収率という中で、自由意見をかなり盛りだくさんにいただいたという中で、市街地の整備という項目では、今の幸田の駅前、今、現場も工事が着々と進んできているという面も含めて注目をされているということで、また、ほかの駅との比較も含めて、住民の方の関心が高まってきているということで、自由意見にも反映されたというふうに感じております。65件のうち50件が、その幸田駅前の関連の御意見ということで、そのうちの41件が幸田駅前の飲食店とかコンビニとか、また歩道などの安全性とか、こういった設置・誘致要望が強く出ているのかなということで、早期にこういった市街地整備を図っていくことが必要性を感じているところであります。

特に現行の県道整備、こういったものを、電線地中化も含めて、歩行者、歩行空間の安全整備を確保しながら、安全な市街地形成を図っていく必要があるかなということとともに、共同化についてですね、この辺についても早期着手に向けて、地権者調整をしていかなきゃいけないんだというようなところへんも求められていくということを痛感している状況でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 当局としてもいろいろ住民の関心が高いことは承知している。それから、そういう整備を進めていくことは十分承知しているよというような答弁であったわけでありまして、これからは忘れないように常に気を配って対応していただきたいと思いますが、今、歩道の話が出てまいりましたが、県道芦谷高力線から錦田の交差点までであります、あそこ非常に雨が降ったり、夜になると歩きにくいし、歩道が狭いし、電柱は立ってるしということで、世間の人からはほかの市町とかほかの市街地に比べるとどうも何とも危ないし歩きにくいよね、何とかならないのですかねというような声がよく寄せられてまいりますが、あそこは県道になっているわけですが、県と町との話し合いとか協議とか、これからどうしたらいいかということが土俵に乗っているということは感じられるわけでありまして、その辺の県の意向等について収集をしておられましたら、ここで答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、こういった市街地の整備、愛知県のほうの考え方として、その街路、県道については、その従来の用地買収方式が、今、芦谷蒲郡線の郵便局のほうへ向かっていくものが用地買収方式でとり行っておりますけども、なかなか両側折半であればいいのですけども、片側拡張であったり、残地の形状が悪くなったりということで、なかなか理解を得ることが難しいだろうということで県下でもなかなか整備が進まないというようなことがあるということで、県として、この2月1日に通知が出たわけですけども、県が検討しているのは、その残地となる、今、沿道の宅地についても、今、必要により、その沿道宅地の区画整理を含めた整備を、この可能性を視野に入れて街道整理を行うようにということで、1月31日に担当者の説明会がございまして、県下の建設部長宛てに県と整備課長から、そういった通知がされているということでござ

います。町としましては、用地買収方式の芦谷蒲郡線につきましては、引き続き、郵便局のほうに向けて整備を行っていくわけですが、今、御質問の錦田の交差点に向かっていく部分、ここにつきましては今の方針を、県の方針も含めて相談しながら、現行の区画整理事業の進行をにらみながら、整備手法の検討も含めて、地元と、また県と協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 県の職員もいろいろ各地を見ているわけでありまして、また現地調査会等がありましたら、そこに織りまぜて駅前通りもちょっと散策してもらうように計画に織りまぜていかれたらというふうなことを感じております。

それから、現在の駅周辺については、建物が撤去されて人が少ない。夜も人が少ないということでありまして、防犯とか交通安全についていろいろな問題があるわけですが、駅周辺の安全対策として、駅の裏通りも含めまして、防犯灯とか防犯カメラをもう少し設置して、駅周辺が暗いよね、暗いよねということを実際歩いてみますと防犯灯がないわけではありませんが、駅周辺らしくないねというような話もありますが、防犯灯とか防犯カメラとか、そういうものについての対策については今後、どのような形を考えているのか説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私のほうからは、区画整理地区内の計画的なものを説明させていただきます。後ほど、総務部長のほうから全体的な防犯灯の関係をお答えさせていただきますけれども、区画整理内については照明設備を、町道については防犯灯という形で総務部所管のもので。また、県道については建設部所管のほうで、景観に配慮した街灯等照明設備を予定しているということで、具体的には歩道部分に電柱が地中化によってなくなっていきますので、自立型の照明設備を明るく照らす形で設置をしていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 私のほうから、町全域の防犯灯、防犯カメラの設置について御説明のほうさせていただきますが、こちらのほうの設置計画というようなものは作成はしておりませんが、防犯灯につきましては各行政区からの要望に基づき、今、設置のほうは行っておるということでございます。

例年6月末に各区からの要望を受け付けて、それ以降も随時受け付けのほうはしておりますが、平成28年度は2月末日現在で各区から46件の御要望をいただきまして、設置基準などによる検討を行った結果、42基を設置をしておるということでございます。予算等の関係もございしますが、地域の皆様の要望に極力応じるように設置を努めておるということでございます。

また、防犯カメラにつきましては、今年度は深溝地内などに新たに5基設置をしております。この防犯カメラにつきましては、岡崎警察署と相談をした上、犯罪の発生状況を踏まえ、犯罪抑止に効果的な箇所に設置のほうは行っていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今の防犯カメラ5基、深溝地区と言われましたが、深溝に全部5基ということですが、深溝を含めて町内に5基ということですか。どちらでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 防犯カメラにつきましては5基ということで、深溝だけではなく、ほかにも六栗だとか、野場、こういったところにも設置をしておるということで、今、深溝地区を中心にとということをございますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） わかりました。

またちょっと駅前再開発に戻ってまいります、駅の前Aブロック、Bブロックの話であります、Bブロックについての最近の情報等がありましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） Bブロックにつきましては、今現在、地権者の方と調整中ということで、なかなか進まずに苦慮しているというのが現状でございます。このBブロックを含めた4街区と言っていますけども、ここについては一部西尾信用金庫、信用金庫が今、建築を行って、ほぼ完成したということで、3月21日オープンというふうに看板出ておりますけれども、そういう形で立地するということでございます。

実際にBブロックの部分、こういった街路整備と周辺の立地、こういったものを見ながら、いろいろな部分で町としても進めていきたいと考えておりますが、まずは、その地権者の方へのいろんな誘導、こういったものを勢力的に行っていきたいというふうに考えておまして、今のところ現状としては特に方向性としては出ていないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） Bブロック周辺については、地権者と調整をしている。これ、なかなか進展しないわけでありましたが、先ほど、ちょっと申しあげました住民意識調査のやっぱり意見等を見ますと、人を寄せたり、いつも何か利用をするという意味では老人ホームとか保育園とか、今、いろいろな意見があるわけですが、公共施設を持つてくる。もちろん賃借であろうと、買い取りと、どちら限定するわけではありませんが、そういうものを誘致したらということは前々からも出ておったわけでありましたが、その辺についての見直しとか考えたこととか、そういうことのかんがえはどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） Bブロックへの公共施設の配置を考えてはという御提案、また御意見を住民意識調査の中でもいただいております。こういった中では、もちろんそういった提案、過去にもいろいろいただきまして、町が取得できないかというようなことも検討していたわけですが、地権者さんの御意向としましては、全ての方が来客という形であればいいのですけども、そういうわけではなく、借地が基本だという考え方で、特に大きな地主さんについては、借地を希望されているということからすると、なかなか公共施設が入り込むということは難しい状況にあるということでもあります。

そういったところへ借地による開発、民間開発というようなものをできないかと。事業用定期借地というような形での、民間でのそういった立地を考えていきたいというこ

とでありますので、そこを町が借地して、もしくは買収して、もしくはテナントとして町が入るとか、そういった面のものが今のところ考えていないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 思い切って、全然方向を転換して、もう全部役場で買い取って、そうして広くどういう活用方法がいいかということ进行全面的に見直せというような話も私のところへ寄せられたものがありますが、そういう幸田町全体の玄関口として、恥ずかしくないような、そういう町ということ前面に出すのであれば、ここで思い切ったことをまた考えて、地権者と話を進めていくこともあり得るのかなということは思いますが、その辺の事業の全面的見直しというようなことは考えられたことはあるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 事業として、その用地購入を図ってという形の検討は、先ほど申し上げたようにありますが、一部の地権者の方について、かなり膨大な金額が要するという形であるということから、先ほど申し上げたように地権者の方の意向は借地というような形でありますので、現在、それを購入して町として取り組むというようなことは今のところ考えていないわけですが、逆に町有地として幸田町が駅前に所有しているものが駅南の、今、駐輪場がございますけれども、そういったところで2,700平方メートルほどございます。また、公園用地が1,000平方メートルほど、合わせて3,700平方メートルほどですが、そういった町有地があると。また、駅の西側についても4,000平方メートル以上の町有地があるというようなこと。そういった面からすると、そういった町有地を活用した、今、盛んに事業用定期借地で岡崎とか西尾でも、この前、新聞出ましたけども、そういった公有地を民間に貸したりして、そういった活用を図るというような形は最近特に行われておりますけれども、今のBブロックをそのような展開に切りかえるというようなことは、今のところでは考えておりません。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） いろいろと質問をしてみましたし、いい回答もありますし、難しいなという問題もあるようでございます。最近の経済とか税収の状況を見ていると、かなり難しい面もあるし、先行き不透明ということが現実にあるわけですが、幸田の町の玄関口ということで、町長さんもあっちこっちでやっぱり表明されておりますので、そういう面ではまた相見駅が終了し、三ヶ根駅の周辺整備も進め、今度は最後に幸田駅前で打ちどめ、きれいにするというようなことについては、また町長さんにもお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大嶽議員から、本当に幸田駅前を憂うというようなお話がいろいろございました。防犯だとか、いろいろ安全対策については十分に対処してまいりますけれども、やはり、幸田駅というのは幸田町の表玄関でございますので、十分な対策をとってまいりたいと思っておりますけれども、建設部で一生懸命やっているのですけど、

どうしても借地の問題が根幹となりまして、あの辺が片づくことによって、かなりスピードアップされるのじゃないかなというふうに思っております。私も非常に危惧しております。何とか早くあそこをしないと、表玄関、ふるさとの山、遠望峰がずっと見える、そのすばらしいロケーションの中、幸田の駅を相見に劣らぬような駅につくってまいりたいと、そんなことを思っておりますので、きょう、本当に皆さん方、お越しいただいているのですけども、そういう意味でも、今すぐにいい回答が出せないということがあって大変心苦しいわけでありまして、決して忘れたわけではございません。あそこを一生懸命、今後とも幸田の表玄関として力を尽くしてまいりますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告をいたしました順に質問をしております。最初は、幸田みやこ認定こども園についてであります。

2016年、昨年の年間流行語大賞というものが選ばれております。広島東洋カープ優勝に関して「神ってる」という言葉でありましたが、もう一つ、忘れてならない話題になったことがあると思っております。流行語大賞トップ10入りいたしました「保育園落ちた。日本死ね。」という言葉でありました。なかなか過激な言葉で、冷静に考えてみると、余り適切ではないなという言葉だというふうには思いますが、これをきっかけに国会でも、この「保育園落ちた。日本死ね。」が話題として取り上げられまして、待機児童問題の深刻さ、容易に解決できない状況というものの象徴としてのトップ10入りだなというふうに感じております。深刻さ、容易に解決できない要因が幾つかあると言われております。

一つは、保育園施設の設置にかかわる問題であります。具体的には、設置に起因をいたしまして、周辺住民の反対運動が起きたといったようなことがありました。もう一つは、保育士の絶対的に不足しているという問題であります。資格を持っていても給料が安い、あるいは子育てに忙しいといったことで、保育士のなり手が少ないという問題であります。そして、もう一つ、政府の掲げます1億総活躍社会もその一因であるというふうに言われております。子育て中の女性が働きに出るということは、保育園に子どもを預けるしかないわけでありまして、このような全国的に騒がれている状況の中で、新たに、このたび六栗区に幸田みやこ認定こども園が来月4月1日に竣工し、入園が始まる

ということであります。豊坂地区における、初めての大規模こども園であります。建物の建設は順調に進んでおるようであります。工事中のフェンスも取り除かれて、全貌が見えてまいったのが昨今であります。

当初、こども園開設の話が持ち上がったときに地元での反応、あるいは反対意見などがあったのかどうか、最初にお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 幸田みやこ認定こども園の進出に当たりましては、学校法人青山学園様が地元への説明、近接者への説明をしているところであります。地元区としましては、こども園ができることにより地域の活性化につながるのとこのことで歓迎の意見をいただいているところであります。

また、建設の開発許可の見込みが立った段階で、青山学園主催で平成28年6月1日に地元説明会が再開され、私どもも参加をしております。この説明会の場において、保育園が近くにできると子どもの声がうるさいということで、保育園建設を断念した全国の事例を挙げ、開園後の子どもの声などが周辺に与える影響を事前に騒音測定など、事前評価をする考えとか、交通安全対策、または駐車場対策などの意見がありましたけど、建設そのものに反対する意見はありませんでしたし、その後、町にも届いていないのが現状です。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 地元の活性化ということで、また、提案、懸念事項は出たけれども問題なかったというふうで大変よかったというふうに思います。

それでは、待機児童問題解消のための施設建設が通常、他の事例では周辺住民の反対運動が起きて、施設建設が白紙に戻ってしまったといったような例が何度となくマスコミで報道をされました。

今回、六栗で、なぜ順調に受け入れられたのか、どこに他のマスコミ報道されるようなところとの違いがあったのか、どのように推察をされているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） あくまでも推察でありますけど、敷地北側のA舎と近接する住宅は5件。そして、南側の広場や駐車場等に隣接する住宅が4件と限られていること。また、日常生活への影響が極力少ないように設計上の配慮がされていること。また、先ほど申した説明会を初め、地域への学園側の丁寧な対応が受け入れられたのではないかと推察しているところではあります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。いろいろな配慮が、特に設計上、配慮がされておるなどというのは現場を見てもわかりますので、やはり、こういった大きな施設、あるいは世間で話題になっているようなことについては、あらかじめいろいろな手を打って進めていくのが寛容かなというふうに思います。

2月9日の福祉産業建設委員協議会の資料を見ますと、このみやこ認定こども園につきましては、平成29年の利用定員55人に対して、1月20日の時点で28人という

ふうになっておりましたが、現時点で最新の利用予定者の数についてはどのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 2月24日現在の入園予定者数であります。全体で35名。そのうち1号認定が7人、2号認定が3人、3号認定のゼロ歳が9人。1、2歳児で16人の35名です。先ほど1月20日時点では28人でしたので、約1カ月経過後に7名ほどふえています。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 28人に対して35名まで来ましたということですが、まだ、これからふえていくというような予想といますか、予定はあるのかどうかについてもあわせてお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今後、開園後も随時受け付けはしていく予定だそうですので、建物が新しくできてきて、運営が明らかになると、一般的に周知がされればふえていく可能性はあるというふうに認識はしております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 六栗の市街化では、毎月、月ごとに2、3件ずつ新たに移り住んでみえる方が見えます。そういった世帯の親御さんたちのためにも、余裕のあるといえますか、途中の申し込みに対しても柔軟に対応できる仕組みがあるべきだなというふうに思いますので、安心をいたしました。

次に、35人の当面の利用予定者ということですが、その人数に対して、子どもを預かるこども園側の保育士の確保の状況についてお聞きをいたします。全国的には、新聞報道によりますと、保育士は2017年度末までに9万人不足する見込みであるというような新聞報道もありました。保育士の確保について、できているのかが心配であります。どのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 先ほど、4月からの入園予定者は35名というお話をさせていただきました。これらに対応する保育士は1号、2号で1人、3号のゼロ歳で2人、1歳で2人、2歳で3人、計8名ということになります。このほか、延長保育士や一時預かりなども実施していきますので、それらの保育士が必要でありますけど、4月からの必要な保育士は確保できているというふうに聞いております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 保育士については確保できているということで安心をいたしました。通常、園児の親御さんは自宅に近いところの保育園なりこども園に子どもを預ける、あるいは預けたいというふうに思います。幸田みやこ認定こども園の場合、利用予定者の町内における園児の分布については各区内どのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 入園予定者35名は全て町内の児童であります。町内行

政区別の人数でありますけど、六栗区で10人、横落7人、鷺田、芦谷が各4人。岩堀3人、大草、高力が各2名。上六栗、野場、市場区が1人ずつという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） はい、地元を中心に比較的、満遍なく子どもさんが集まってみえるということで、これまたいいことだなというふうに思いました。

私は若干、利用予定者が定員に対し、55名ということで35人、まだ当初のスタートとして少ないのではないかというふうに感じますけれども、原因等、どこかあるのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 幸田みやこ認定こども園につきましては、もともと経営者の方針で3歳児を3年間かけて順次園児募集をしていくという計画になっております。初年度は年少児以下の受け入れに限られております。年中児、年長児との兄弟入所ができないことによる敬遠や、もともと幸田町は公立保育園主体型で保育が進んできておる中で、まだ認定こども園という新しい制度というか施設になじみが薄いというのが、薄く、まだまだ浸透がされていないということなどが考えられるのではないかなというふうに考えております。

青山学園さんも初年度はこんなもんじゃないかなということで、特に焦りはないというようなことは聞いておりますので、今後、兄弟入所が随時可能になっていく段階で、入所も随時ふえてくるものではないかなというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。徐々に安全運転でスタートしていくというのが園側の経営方針でもありということでございます。

次に、保育園の平成29年度受け入れ状況。これは、保育園というのは町立の保育園という意味でございますが、平成28年度と比較いたしまして、29年度の受け入れ状況が保育園の定員に対して入所率が83.7%から、29年度は81.4%に下がってきておりますが、この傾向なり、原因についてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 平成29年4月1日、公立8保育所の受け入れ園児数、1,071人ということで、先ほどの定員に対する入所児80.4%というお話でありました。前年度より29人少ない受け入れ人数となっております。この原因は、現在のいわゆる年長児、5歳児人口が525人と、これまでに一番多い年代。この関係で、入所児童も324人というふうに多くありました。今回、この子どもたちが3月で卒園、そして、4歳児、3歳児がそれぞれ持ち上がり、年長、年中となるわけでありまして、この4月に3歳児として入園する全体、町全体の児童数460人ということで、平年並みに戻っているということで一番多い年長児が抜けて、平年並みの3歳児が入園してくるということで、年少児の入園者数も263人という中で、この差が減った要因ではないかなというふうに思っております。

幸田みやこ認定こども園の3歳児の入園予定者、1号、2号合わせて10人ということでもありますので、こども園ができたことによる影響よりも、町全体の子ども数が平

年に戻ったかなというようなことを考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 平常時に戻りつつあるということで、特別操作をしておるとかいう割合でこういうふうになったということではないということでしたが、今後、みやこ認定こども園の平成30年度以降の募集計画はどのようになっていくのか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 幸田みやこ認定こども園の30年以降の申し込みの関係でございます。

まず、通常どおり3歳児を中心に受け入れていくということになります。3歳児を3年かけて園児募集していく計画ということで、29年度は年少児、30年度は今の年少児が次、年中児になりますので年中児まで。31年度は年長児までで全て完了という計画になります。

30年以降につきましては、1号認定子どもの保育をかけない子どもを4人、2号を38人、3号を12人募集していくということになります。ただし、前年度において、利用定員割れしている不足分は随時募集をしていくことの計画になっております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 募集計画と実際に園児を預かる人数というのは、予想どおりにはなかなか行かないということではあるかと思えますけれども、ただ、入園をしてくる子どもたちの受け入れる能力といいますか、そういうのは着実にふえてくるわけでありまして、そうしますと、現在の町立の保育園の保育人数に対しまして、民営であるこども園の人数の比率というのは、今後、町として全体ではどのようにしていく考えなのかについて見解をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 公立保育園の基本的な運営に対しては、国とか県とかからの補助金もありません。全て一般財源で賄っているのが現状でございます。認定こども園になりますと、施設型給付費という形で運営費の国・県・町のそれぞれ負担区分に応じた助成がされるということで町の負担も生じます。

幸田みやこ認定こども園の3歳以上の定員が118名ということでありまして、この部分を今後どうなるかということまで見ていく必要があるかというふうに思いますけど、いずれにしても全て先ほど言いましたように公立保育園が全て町の負担ということの中では、今後の町負担を考えるならば、認定こども園で多くの園児を受けてもらい、その受け切れない部分を公立保育園で受けていくと、こういうことが理想的なことであるかなということを現段階では考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。町の財政が今後厳しくなると予想される中でのそういった一つの大げさな表現になるかもしれませんが、行政改革の一環でもあるのかな、そんな感じを持ちました。私は、まだこのほかにも課題が幾つかあると思っておりますので、確認の意味を込めて質問を続けてまいりたいと思っております。

今回のこども園の開設によりまして、幸田町における待機園児の問題というのは解消されたというふうに考えてよいのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 幸田みやこ認定こども園の3歳未満児のいわゆる3歳認定子どもの定員は30人ということでありまして、平成29年度の公立保育園の入所申し込みにおきましては、近年保育ニーズの高いいわゆる3歳未満児の申し込みが、前年度203人から14人ふえた217人ということで、毎年ふえてきております。この3歳未満児におきましては、第1希望の園で受け切れない部分が毎年発生し、第2、第3の希望園への移動をお願いしています。ことしは、例年なく61人の方に移動していただいたという状況でございます。この61人の中に、幸田みやこ認定こども園へ移動をお願いした児童は、ゼロ歳児で4人、1歳児で7人、2歳児で4人、計15人ということで非常に多く受けていただいております。このことから、認定こども園で保育ニーズの高い未満児の受け入れ枠が30人ふえたということで、待機児を出すことなくこの4月を迎えることができたというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 需要ニーズの高い園児に対しての対応が進んでいるというふうに理解をいたしました。次に、よく言われますのが、祖父や祖母が同居をしている場合には、保育園の入園を申し込んだときに入園が却下されたというような話を聞いたことがあります。現実にはこのようなことが起きているのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートしたわけでございます。この新制度以降は、祖父母と同居をしていることを理由に入園の申請を受けないということはしてきておりません。保育園の入所の基準には、保護者の方が会社等で就労または自営、内職も含めましていろいろな要件があります。また、就労日数や就労時間によって保育の必要度が決まるということになっております。この基準に該当する場合でも同居の親族で65歳未満の祖父母がいる場合には、保育の必要度の順位が下がるということになりますが、3歳以上児であれば、要件に満たなくても幸田町の場合は契約児として受け入れているのが現実でございますけど、3歳未満児になりますと、なかなかそういうわけにはございません。第2、第3に移動、または場合によっては少しお待ちいただくという場合も発生しているのは事実でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。入園の必要性というものを判断をするときに、今若干触れられましたけれども、保育園への入園基準表、世間で言ういわゆるポイント制という制度があるというふうな話を聞いております。自営業はポイントが低いので待機児童、待機園児になりやすいというのは、実際には起きているのかどうかについてもお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 入園のいわゆる入園調整に活用するというを目的に

保育の必要度の高い度合いを指数化する実施基準指数、いわゆるポイント的なものを持ってはおります。家庭外労働、いわゆる会社なんかの外で働いている常勤者と自営中心者とは、やはり常勤者のほうが1ポイント上位というような指数法になっております。また、外勤でも就労時間や自営の中心者かまたは協力者か、そういうことによってもまた働く時間などによってきめ細かく定めてあるのが現実でございます。入所の優先順位を決める、そうした場合にはやっぱり一定の指数化したものがないと公平な判断ができないだろうということから、現段階ではやむを得ないというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） やはり、ポイント制みたいなものはあるということではありますが、保育の必要性をポイントが高い低いで決めるというのは、若干不条理を感じるわけでありましてけれども、一方、公平性を確保するためにはこのポイント制の運用も必要であるのかなと、こういうふうにも感じます。この辺が保育の問題に対する難しいところかなというふうに思うわけでありまして、このポイント制については、裏技を使ってポイントを上げる方法というのがインターネット上で紹介をされておまして、このポイント制の運用について今までどのように改善をされてきたのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） いわゆるポイント制、町でいうと実施基準指数というものでございますけれども、大きくは変えてきておりませんが、新制度になりましてからは、今では保育に欠けるという証明がないと保育園の入所を受け入れていないという形になっていたものを、新制度以降は保育園に預けられないと働けないといった保護者の方たちの願いに応えるような形で、現在求職活動中においても実際に保育園の入園を受けておまして、受け入れをしてきております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 世間の状況によっていろいろ移っておりますので、柔軟にポイント制の運用についても対応していただきたいというふうに要望をしておきます。世間では、入園不承諾通知書という書類があるというふうに言われております。平成29年4月に、保育園に入れないあるいはこども園に入れない場合に発行されます入園不承諾通知書の発行実績があったのかどうかについて、お尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 29年度の保育園の入園に当たりましての不承諾通知書の発行は7件ありました。全員がゼロ歳児の入所希望者ということで、希望園のあきがないため、今すぐには入所ができない方たちに主に発行してきていると。この多くの理由は、会社へ育児休業の延長申請を出すというために求められて発行しているのが実態でございます。復帰しなければ退職しなければならないというような、差し迫った声は特に聞いてないのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） それぞれ理由があると思いますけれども、弾力的な運用というようにすることも必要かと思っておりますので、広報の細かいことについてはそれぞれの事情のところ

があると思いますので、次の質問に移ります。

子どもを持つ親としましては、2人目、3人目のこどもも同じ保育園なりこども園に入園をさせたいわけでありますが、この場合には同じ園に入園できるものというようなことで考えてよいかどうかについてお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保護者の方々のさまざまな負担や思いを考慮しまして、入園調整に当たりましては、極力兄弟は同じ保育園に入園できるように配慮はしてきているところではありますが、残念ながら、特に3歳未満児におきましては入所の枠も限られているということから、御希望の園に入れず兄弟が別々の園に分かれてしまうということも実際にあるのが現実でございます。平成29年度の入所調整に当たっても、残念ながら10件の世帯において兄弟が別々の園に置かれてしまったという状況が発生しているのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。残念ながら、10件の事例がありましたということではありますが、今後減らしていただけるような、そんな施策を要望をいたします。

次に、今回の六栗の市街化地域にこども園が開設をされるわけではありますが、こども園と市街化地域との間に県道幸田・幡豆線、別名県道安城・蒲郡線という名前の幹線道路が通っております。六栗の市街化地域では、現在89世帯の若い世代の人たちが家を建てて住んでみえます。そのうち89世帯のうち3分の2の世帯は、子どもさんを1人または2人お持ちであります。この親御さんがこども園に朝子どもを送り届けるとき、あるいは午後子どもさんを迎えにいくときに信号のある六栗交差点まで大回りをする必要がございます。時間的、距離的にも大変であります。こども園に通う園児を持つ親御さんのために、こども園の前あたりに横断歩道の設置をという要望が地元から出ておりますが、交通安全の観点からどのように考えてみえるか、お聞きをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 交通安全の観点からということでございますので、総務部から答弁をさせていただきます。

交通規制に関しては、道路交通法を初めさまざまな基準が設けられ、横断歩道の設置は警察庁からの交通規制基準に基づくものとされております。この基準では、横断歩道の間隔といたしまして、市街地に設置する場合は通学路等を除き、おおむね100メートル以上の距離を置く必要があるという旨が記載をされております。現状での県道の横断歩道橋は、こども園から100メートル以上の距離を有しているということから、この交通規制基準に照らしますと設置は可能な箇所と言えます。しかしながら、当該道路につきましては交通量が比較的多く、50キロの速度規制はあるものの道路形状が直線的であることから、通行車両のスピードも出やすい場所であると考えます。現在の交通事情等を鑑み、該当箇所に横断歩道を設置することは交通事故を誘発するおそれがあると考えております。また、小さな子どもさんの手を引いたり、ベビーカーを引いて渡るといったことは危険が伴い、積極的な横断歩道の設置は考えておりません。現状の対策といたしましては、道路形状等を鑑み200メートルほど距離があり少し遠回りとはなり

ますが、信号機のある六栗交差点を御利用いただきまして、安全を第一に考えて県道を横断していただくことが最善策というふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 安全対策上ということで、信号のあるところをというふうな今の答弁でありましたけれども、ほかの地域の保育園を類似のところで見てみますと、例えばわしだ保育園には保育園の前に押しボタン式の横断者専用の信号機が設置をしております。総合的に考えると、やっぱり押しボタン式の信号機を設置するのがドライバー側にとっても、横断する側にとってもベストのチョイスかなというふうに思いますが、押しボタン式信号の設置を強く要望をいたしますが、それに対するの答弁をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように押しボタン式の信号機につきましては、学校だとか保育園などの周辺に多く設置をされており、園児から児童や生徒、これらの安全に寄与しているというふうに考えております。今後、保護者の送迎の状況を見据え、またこの県道を横断する必要性が高まってまいりました折には、この押しボタン式の信号機の設置が必要となるような状況というものも発生してくる可能性があります。そのときには、その地域や施設の利用者と調整の上、公安委員会と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 大きな事故が起きてから設置の要望を出すのではなく、安全対策につきましては先回りをして対策を行っていくことが重要だというふうに思います。迅速に動かれることを期待をしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、六栗児童館の現状と今後についてということであります。六栗区には六栗児童館という名称の建物があります。場所は、雇用促進住宅と県営住宅との間に位置をしております。六栗の一般の区民の方々はほとんど利用していないのが現状であります。また、なぜこの施設が存在しているのか知っている人はほとんどお見えになりません。また、外観を見る限り、平屋のモルタル造でそろそろ修繕の必要とする時期に来ているのではないかとこのように思います。そこで、最初の質問であります。六栗児童館が建設、設置をされました経緯・歴史について説明いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず雇用促進住宅についてでありますけど、1950年代の日本のエネルギーが石炭から石油に転換されたことにより炭鉱離職者の職業のあっせんや宿舎の提供を目的に施行されました雇用促進事業団法に基づく雇用促進事業団が設置、管理、運営する団地ということで、ピーク時には全国に1,532の住宅があったというふうに調べたところではありますけれども、六栗の雇用促進住宅もこの一つということになります。六栗児童館は、当時雇用促進住宅に子どもが多くいた関係で、昭和45年に幸田町が子どもの室内遊び場として建設した施設ということになります。当時は240世帯に子どもさんが70人ほどいたというふうに聞いているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

- 6番（志賀恒男君） 随分歴史のある国の政策に沿った建物であるなということがわかりました。それでは、この建物の構造・規模・設備についてはどのようになっているのかお聞きをいたします。
- 議長（浅井武光君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（山本茂樹君） 建物の構造・規模の関係でございます。鉄骨造平屋建、延床面積1,165.62平方メートルでございます。部屋としましては、当時は遊戯室というふうに呼んでいます。今は集会室と呼んでいるようでございます。あと会議室とトイレが設置をされているということでございます。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 昭和45年の建築だということですが、そうしますと建物の耐震性、地震については大丈夫なのかということが気になってまいります。耐震診断を実施をされたのか、あるいはその結果についてお伺いをします。
- 議長（浅井武光君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（山本茂樹君） 耐震診断につきましては、平成18年度に実施をしております。結果は適正ということでありましたけど、助言としまして耐震補強をしたほうがいいのではないかと助言がありまして、平成19年度に耐震補強工事を町の補助金を受けまして地元施工にて実施をしております。全て10割補助ということでございます。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） わかりました。地震についてはほぼ大丈夫だということですが、現在の利用形態・利用実態というものについてはどのようになっておりますでしょうか、お聞きをいたします。
- 議長（浅井武光君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（山本茂樹君） 建設当時は、先ほど申しましたように多くの子どもたちの遊び場である児童館として利用されていたというふうに聞いています。時代の流れとともに入居者の方も減少し、さらに住んでいる方たちも高齢化が進み、現在は高齢者の方たちのカラオケや健康体操、社交ダンスや卓球などの健康づくりとレクリエーションの場となっております。大体毎日、月曜日以外はいずれかの部屋で利用がされているということで、毎月200名程度、28年4月から2月中旬までで延べで約2,000人ほど利用されているというふうに聞いております。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 雇用促進住宅の入居者の変遷によりまして使用条項・利用実態が変わってきたというのは、これは時代の流れということですが、御高齢の方がカラオケとか健康維持のための体操とかレクリエーションとかに有効に使われているというふうに認識をいたしました。それでは、この町の施設で六栗児童館というものがあるわけではありますが、通常公民館とか老人憩いの家が各区にありますけれども、これは通常区長さんの体制で、その中での区の管理ということで管理が進められているというふうに思いますが、六栗児童館の日常管理の主体については、町としてはどこが行っているのか把握をしてみえるのか、お聞きをいたします。

- 議長（浅井武光君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（山本茂樹君） 施設の維持管理につきましては、建設当時から日常的な管理そして電気・水道・ガスなどの光熱水費についても、団地自治会の方たちで行っていただいているというところでございます。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） わかりました。団地の自治会の方が管理をされてみえるということでございました。また、町のハザードマップを見ますと、六栗児童館は避難所に指定をされておりますが、この避難所に指定することに至った経緯について説明をいただきたいというふうに思います。
- 議長（浅井武光君） 総務部長。
- 総務部長（山本富雄君） 町内の各施設を避難所に指定する際は地域防災計画、こちらのほうに記載をしております。幸田町の地域防災計画は昭和39年の4月に作成をされ、これまで修正を重ねてきております。過去の計画書を確認いたしましたところ、平成16年度の修正版には既に六栗児童館というものが避難所に指定をされているということが確認をすることができました。それ以前の計画書は現在は現存していないということで、指定の経緯は定かではございませんが、過去に各地区の公共施設等を今一斉に避難所に指定したものというふうに認識をしております。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） わかりました。地域防災計画の中に折り込まれて現在に至っているというふうなことであります。避難所というのは、いざというときには避難しやすい距離にあると、これが一番大事だというふうに思います。遠ければなかなか避難をしようという気が起きにくくなる、ヘジテイトするというようなこともあるかと思えますけれども、近いということは大変重要だと思います。六栗児童館のすぐ南側の山につきましては急傾斜地崩壊危険箇所というふうになっておりまして、私は今後もこの六栗児童館を避難所として活用すべきというふうに思いますが、町の考えについてお聞きをします。
- 議長（浅井武光君） 総務部長。
- 総務部長（山本富雄君） この六栗児童館、こっちのほうが避難所であるということは、地域の方々に広く周知されているものと認識をしております。また耐震診断、これも完了しているということでございますので、せっかく近くにあるということもございまして、今後も避難所として指定を継続していきたいというふうに考えております。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 避難所として残すということでございます。私もそれが必要だというふうに思いますが、冒頭に述べましたように、そろそろ修繕が必要な時期に来ているのではないかというふうに思います。外壁の塗装の汚れですとか、プラスチックのひさしの破損、雨どいの破損など多々あります。今後の修繕計画がどのようになっているのか、あるいはどのように考えてみえるのか、お聞きをいたします。
- 議長（浅井武光君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（山本茂樹君） 施設も築47年が経過し老朽化が著しいということは、私も現場を確認して承知はしているところでございます。名前こそ児童館ということで

ありますけど、本来でいう法で定める児童館という位置づけではございませんで、当初から団地自治会のコミュニティ的な施設ということで、現在の活用も子どもから高齢者の方たちの憩の場ということで形態も変わってきております。施設の利用実態に見合った所管の見直し、こういうことも必要なのかなというふうには考えますけど、当面は児童館の所管でありますことも課にて、町の公共施設の管理事務委託に関する要綱に定める維持管理基準を準用しながら、地元または自治会の要望に応じて、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 町の管理基準に基づいてということですので、具体的なことにつきましてはまた別の機会に、あるいは管理をされてみえる組織の流れの中での対応をしていきたいというふうに思います。

今後の課題について質問を続けていきたいと思っております。来る4月1日に、雇用促進住宅が民間に譲渡されることになりました。昨年、東日本、西日本に分けてそれぞれ最低入札価格約350億円で競争入札が行われて、民間売却が決まったというふうに聞いておりますが、入札の経緯とどのような民間組織が落札をしたのか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 雇用促進住宅の関係でございますけれども、平成33年までに譲渡・廃止の処理を完了するというふうな形で、平成19年に閣議決定されて、その後いろいろ譲渡受け入れ打診とか、民間不動産業者への公募売却というふうなことでいろいろ検討される中で、今議員が言われたように昨年の5月31日に入札の公告を行いまして、参加申し込みを行い、入札の参加資格者に対して入札情報を入れ、10月12日に開札という形で、今言われた西ブロック626軒を366億2,200万円で落札されたということでございます。昨年の12月の20日に全国民間賃貸サービス合同会社という社名変更をしたわけですが、この会社が契約締結という形で、4月1日に引き渡しという形の予定で進められるということでございます。今までの賃貸借契約については、それを継承していくという形で10年間は賃貸条件を変更しないというふうな形で現在の団地運営者を、今現在はサンコーポラスという名称だと思っておりますけれども、これがビレッジハウスというふうな名称に変更という形を予定しているというふうに聞いております。この落札契約業者につきましては、実績としてはファンド会社としてドイツにおける4万8,000戸の公営住宅の購入とか運営をしている会社、米国のニューヨークでの設立された会社の関連会社ということで、27年の6月にアタミ合同会社という形で設立されたものでございます。その後、昨年の11月に全国民間賃貸サービス合同会社へ社名変更をしたというふうな会社でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 入札経緯とどういう会社かということは今御説明をいただきましたが、ちょっとその中で気になりましたのが、事前に配られた資料によりますと落札した会社の資本金が10万円ということでありまして、350億円もの入札価格を提示して落札をしたということを考えますと、通常は何十億という資本金があってもいいのではないかとこのように思いますが、その点に関しまして町ほどの程度把握あるいは認識をし

てみえるのか、お聞きをします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この入札の参加資格については、雇用促進機構のほうが審査して、発注者が適当だと認める会社ということでございます。その参加資格の中には宅建業者もしくは宅建業者を含むSPC、いわゆる特定目的会社の設立が見込まれるという形での部分、いろいろな審査をした結果、そういう形で認められたということでございます。3年継続して1,000戸以上の住宅を管理もしくは委託する業者という形で予定されているものでございます。なお、このSPCだったとした場合、これは特定目的会社ということでございますけれども、そういったところでの資本金はSPC法、いわゆる資産の流動化に関する法律が平成10年にございますけれども、それが12年に開設されまして、資本金は300万円ではなくて10万円以上での資本金で設立できるという会社でございますので、そういった部分での10万円というのは不自然ではないというふうな状況だと思っています。あくまでも推測でお答えさせていただきますが、そういった状況だと思います。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 会社の成り立ちにつきましては、今の説明で理解はできました。このビレッジハウスのホームページを見ますと、ビレッジハウスはUR・公社・市町村が運営する公営住宅とは異なる低価格賃貸住宅であります。そして、抽せん・礼金・保証人不要、職業・年齢・国籍を問わず手続も簡単で入居できますというふうに書かれております。これによりますと、今後予想される入居者は、部屋の広さが3DK、面積58平米と広めになっておりますので、すぐ隣にあります県営住宅に入居されているような子育て世代の人たちが入居するのではないかというふうに私は考えます。そうしますと、子どもの数がこれからかなりふえ、六栗児童館という名前のおりの利用状況が復活をするのではないかというふうに希望・願望をしている次第であります。なめらかなまちづくりということを考えますと、将来的には六栗児童館をどういうふうに位置づけるのか、どういうふうにするのが理想と考えるのか、町の考えをお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 入居者の方々の動向にもよるというふうに思いますけど、六栗児童館につきましては団地自治会のコミュニティ施設ということでございますので、現在の入居者とそして新しく入居される方たちをなめらかなにつなぐ交流の場となればよいのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 4月1日以降、民営化、民間譲渡されて徐々に新しい世帯が入居されてくるというふうに思います。そして、今答弁がありましたように、従来から雇用促進住宅に住んでみえる方々も今までどおり六栗児童館を憩いの場として、コミュニティの具現化する施設として利用をされている現状を考え、そして、またなめらかなまちづくりの精神といったものを考えると、利用形態のルールを激変すべきではない、現状をなめらかなにつないでいくということが寛容かなというふうに思います。民間譲渡後も管理や利用形態は従来どおりとすることを、六栗区としても、また団地の自治会としても

継続を希望するというふうに聞いております。最後に町の考えをお聞きし、質問を終わります。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回、雇用促進住宅が民間譲渡になるということでございます。これを機会に、一つの方法として、六栗児童館の土地を民間に買ってもらってずっと入居者の方たちのコミュニティ的な施設として活用していただくといいのも一つの方策かなというふうには考えておりますけど、譲渡後は現在の入居者の方たちは10年間は入居が保障ということを知っております。現在同様な自治会組織が継続するのであれば、当面は現状どおり自治会組織による管理運営をしていただくといいことが望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告に基づきまして、3点について質問をさせていただきます。

まず第1番目に、道の駅「筆柿の里」の運営、指定管理のあり方についてであります。道の駅「筆柿の里」は、桐山・須美で立ち上げた合同会社が指定管理者として運営をしている施設であります。道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域の産業・農業などの振興などに寄与することを目的としているものであります。この道の駅の機能は、国交省の24時間無料で利用できる駐車場、トイレ、情報発信機能である道路情報、地域の観光情報などの提供に加えて、地域振興施設、災害時の防災機能などを備えるものであります。地域振興施設は、農産物などの産直や食堂などを整備し、合同会社が指定管理として運営し、駅長は2年ごとに桐山・須美の出資者で交代していますが、現在の運営はごたごた続きで裁判所の調停に持ち込むなど経営の問題が表面化してきている実態がありますが、この道の駅「筆柿の里」の運営の実態についてまず伺うものであります。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 道の駅「筆柿の里・幸田」には、幸田町所管の地域振興施設と国土交通省所管の道路情報提供施設、公衆用トイレ、駐車場があります。道の駅全体の管理運営につきましては、国土交通省と幸田町が道の駅「筆柿の里・幸田」の管理に関する覚書を交わしております。その中で、国土交通省所管の施設の日常管理運営は幸田町が実施することとなっております。そこで、合同会社筆柿の里幸田は指定管理者となり、地域振興施設の管理を行っております。また、道路情報提供施設、公衆用トイレ、駐車場、植栽の管理等を同じように幸田町から受託して管理をしていただいております。合同会社筆柿の里幸田は、桐山や須美区の住民82名が株主となって、資本金7

35万円で平成21年2月に設立されて、現在代表社員を初め8人の執行役員で運営されております。議員のおっしゃるとおり、役員は2年ごとに交代している状態でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この問題が表面化してきたのはいつごろでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） そう大したこととは思っておりませんが、平成21年3月27日に第1期5年間の指定管理が始まりました。それから、平成26年3月3日に第2期の5年間の指定管理者が始まったところからがこの問題が少し始まったところと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そう大したことがないという問題ですけれども、裁判所の調停まで持ち込む問題がそう大した問題じゃないのでしょうか。その辺の町の認識、意識の問題、その点についてどう責任をとるおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

また、この指定管理に当たっては中間評価というものがございます。中間評価に基づいてまた指定管理として議会の議決を得て、また指定管理者として指定をするわけありますので、そうした点でこうした問題が第2期から表面化してきたということは、それ以前にもあったということでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 第1期のことにつきましては皆さんも御承知のとおり、順調に3年間の道の駅のこの繁栄を見て、そのまま5年間横ばいで推移をしている状態でおりますので、その次の第2期につきましてもこのまま順調に推移をしていくということで今の道の駅の指定管理として、簡単に言いますとそういうことでございますが、しかしながら先ほどの問題もありますので、町としても円満に解決できるように話し合いの場をつくってきてやっていたところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この運営のごたごたというのはわからない人はわからない、しかしながら当事者としては大変な問題であります。お互いの問題が表面化をしてきているという状況、この状況というのは具体的にはどのようなものなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） では、少し具体的に話をしていかなければならなくなってきましたので、話をしていきたいと思えます。

事の発端といいますのは、食堂のテナント料の問題でございました。食堂のテナント料が平成26年から20%ダウンで契約されました。その後引き継いだ今の現在の役員さんの方たちが、そのテナント料のダウンと同じダウンを産直の手数料も下げることになるともう経営が成り立たなくなるということで、そこで食堂と道の駅で話し合いが始まったということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした経営上の問題というのは、これは中に入らなければわからない問題であります、しかしながら、これは町は指定管理をしている施設でありますので、当然こうした問題に対して対応していかなければならないというふうに思うわけですが、それがこじれにこじれて裁判所で調停をするというようなことになった経過、これを放置してきた町の責任というものも、これは問われるべきではなからうかというふうに思うわけでありまして、そうした問題について町は黙って口をぬぐってきたわけですね。こうした問題が実際に表面化してきているという問題は、議会にも何ら説明もなかったわけじゃないですか。当然町としては、指定管理の評価をそれぞれずっとしていくわけでありまして、中間報告等でも議会に報告がされるわけでありまして。これはぎりぎりになってでありますけれども、しかしながらこうした問題が表面化した時点で、本来であればきちんと報告をすべきじゃないですか。そうした問題で報告がなかったということは、これは明らかに町の怠慢ではないかというふうに思うわけでありまして。そこでお聞きをするわけでありましてけれども、合同会社のこの直営部分と食堂の関係でありますけど、そもそもこの当初、これは地域振興施設の産直部分については合同会社の直営、それから食堂部分については、これは未知の分野ということで委託をされながら5年間続いてきたわけでありまして。それが、この発端となったテナント料の問題それからこの契約の20%ダウンと、こういうことがそもそも発端ということでありましてけれども、本当にこれが問題なのかということでありまして。それと、こうしたことはきちんと話し合いの中でいけば、本来ごたごたのもとにならないわけでありまして、当然当初からの委託契約というのが反故にされてきたということも関係しているのかなというふうに思うわけですが、その辺のところはあったかなかったか、お尋ねしたいと思います。

次に、この合同会社では労基署が入ったという実態があるということも伺っております。この点で、これは愛知県の最低賃金は845円でありまして、これは20円アップして845円、その前には825円でありました。そうしたことが最賃以下で契約といいますか、本人の承諾書に印鑑を押させて、承諾書をもって働かせていたというふうな実態があったということで、立入調査があったというふうに聞いております。その実態把握と改善については、町としてはどのように対応されてきたのか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 地方自治法のほうによって、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められたときは、この指定管理者により公の施設の管理を行わせることができるようになっております。また、そこで管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものになっており、それで町と指定管理者の間で地域振興施設の管理協定を締結し、必要な事項を定めてきております。また、その中で、この食堂コーナーの運営は指定管理者の直営または指定管理者から委託を受けた者が行くと、これは設立当初からなっております。毎年食堂コーナーを株式会社美山と指定管理者の合同会社筆柿の里幸田の間で開駅当初から単年度ごとに業務委託を締結して、食堂コーナーの運営を行ってきたところでございます。だから、それが反故になったわけでは

なく、設立当初からはそうやってやってきたわけなのですが、先ほど言ったように、問題が起きたのはそこでのテナント料のダウンというところが問題があったということでございます。それにつきましては町もいろいろ、もともと須美・桐山の株主の皆さんの指定管理者の合同会社筆柿の里幸田とまた株式会社美山も桐山の人が社長をやっている会社でございますので、そういう地元の中の問題でございますので、町もそういう問題解決に向けた場を提供しながら、あくまでも町は指定管理者に地域振興施設の管理委託を行っておりますので、そのぐらいいかなかなか手を出すことができなかったという現状もでございます。

また、最低賃金の問題でございます。1月ごろ、私どももそのことを少し聞きましたので、合同会社筆柿の里幸田へ事実確認をしたところ、最低賃金についてよく理解していないようなことがわかりましたので、すぐに岡崎労働基準監督署に指導を仰ぐように指示を出したわけでございます。監督署が入ったわけではございません。そこで、最低賃金の考え方に対し是正の指導をいただいたそうであります。最低賃金法により、この使用者、労働者双方の合意の上で最低賃金より低い賃金を定めても、それは法律によって無効とされるため、最低賃金未滿の労働者に対し、愛知県の最低賃金が820円から845円に改正があった28年10月1日の効力発生日に遡って賃金を支払うように指導をされました。そこで、合同会社筆柿の里幸田は全ての従業員に対して最低賃金以上となるように賃金表を改め、2月から改正し、あわせて28年10月1日に遡って差額を支給すると報告がありました。このことにつきましては、少し聞いたところによると昔の役場の非常勤の考えと同じような考え方だったみたいで、820円で1年働くと2カ月分のボーナスがあるというようなほうでやられていたようで、ボーナス分は最低賃金の対象となる賃金に参入できませんので、そういうことも少しあったかなとは考えておりますが、今はそれは改善して遡って差額を支給したと聞いております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この指定管理に当たってのテナント料の20%ダウンで契約ということをしたわけでありまして、今部長から聞いた金額がこの20%ダウンで契約ですよ。ですから、そもそも契約をしたこの行為が反故にされてしまったもんだしたということになるのではないですか。そうした点でいけば、この契約行為というのは何なのかということでもあります。その点について説明がいただきたい。

それから、この最低賃金についてよく理解をしていなかったと。これは、経営する経営者としてあるまじき問題であります。そもそもこうした最低賃金というのは労働者が保障されている賃金であります。そうした点において、経営者が理解をしていなかったというこの問題については、これも役場の責任ではないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがかということでもあります。

こうした合同会社と委託部分である食堂とのごたごたが、これが裁判所の調停というようなところまでいった経緯というのがわかったわけでありまして、その後ですね、この問題というのはどのように解決をされてきたのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 先ほど言いましたこのテナント料の問題につきましても、

前の役員さんたちの契約によりそうなりまして、こういうごたごたになったわけですが、その後両方で調停ということにもなりました。その中で平成28年10月25日にこの指定管理者の合同会社筆柿の里幸田と株式会社美山が食堂コーナーの上については、これは業務委託であるという共通認識が得られましたので、それをもとに臨時株主総会が28年12月12日に開催されまして、そこで直営化に向けた協議を役員に一任させてほしいという提案がされ、出資者に了承されました。ということは、お互い業務委託であるという認識ができたことにより、その業務委託の期限が3月31日ということになります。現在、4月からの食堂コーナーの直営化に向けた協議と最終的な調整が今進んでいるところでございます。

また、この最低賃金の問題につきましても、今回こういうことがありまして岡崎労働基準監督署に出向いていろいろこの指導を仰ぎましたので、今後につきましてはそういうことがないように十分気をつけて運営されていくと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そもそもこのテナント料の問題は、第2期目のときの役員で決めてきたということでありまして、現在の駅長さん、これは2年交代と聞いておりますけれども、3年目に入られたということでありまして、そうしたごたごた問題でなかなか役員のなり手がなくなっていることを伺っております。そうした点で、やはり一日も早い解決というのが求められるわけですが、それが直営化で幕引きをするということで、地元の中の問題として町が片づけてしまうというのは、これは町の公の施設の設置者としての町の対応と責任が問われる問題ではないかというふうに思うわけでありまして。第2期目の発足に当たって、これは業務委託の中で進めてこられた問題が途中から直営化ということで、地元のごたごたを解消してしまうという問題は、これは町の大きな責任ではないかというふうに思いますが、こうした点でどのように後々しこりを残さないようにされるのかということでありまして、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 先ほどの前の役員さんたちでの契約の問題について、今の現の役員さんたちのことでこういうことになったということでございます。

あと、あくまでもこの指定管理の施設管理でありますので、原則としましては地域振興施設の管理につきましても、指定管理者と町は対等な立場で相互に協力してこの施設を適切かつ円滑に管理していかなくてはならないと考えております。また、指定管理者は公の施設としての公共性を尊重しなければなりませんし、町は指定管理者が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されていることも、十分町としても理解をしなければなりません。町と指定管理者は、お互いに協力をして地域振興施設の管理を行っていきたくと今後も考えております。こういうことがまた4月からはこれでうまくいくことを期待しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この食堂部分に当たっては、当初の経営者からかわって、次のところが経営を株式会社を設立して進めてきたというふうに伺っております。そうした点で企業努力というものもありますし、またこうした食堂部分においては、これは評判が

第一であります。そうした点で、リピーターやあるいはメニュー等の開発等にも力を入れてきているわけでありまして、それが今度うまくいっているから、これが直営にすればいいという問題でもないわけでありまして、そうした点で町としては地元の中の問題としてこの幕引きを図るといふ、こうした対応で果たしていいのかという問題であります。やはり、このレストランや食堂におきましてはノウハウが必要であります。産直がうまくいっているから食堂部分もうまくいくというものではないわけでありまして、そうした問題がやはり2期目に当たって業務委託ということでやってきて、それがいかんから今度は契約解除だということで3月31日でおしまいだよと、あとは契約しないよということで、感情的な問題でこうしたことをおしまいにしてしまうというのは問題ではないでしょうか。それと、町は指定管理についてどのように理解をされているのかと。これは指定管理者としてふさわしいかどうかと、こういう問題もあるわけですよ。そうした点で町としての、対等とおっしゃいましたけれども、しかしながら公の施設を指定管理者に指定をしてくる、この問題をやっぱりもう少し理解をしていただかないと、こうしたことが表面化したら、これは地元の問題だからといっておしまいにしてしまうというのは、これはいかなものかと思っておりますので、再度、今度どのようにしていくおつもりなのか伺いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 3月31日ということですが、そこら辺に向けて調整の中では、今働いている人たちについては引き続いて希望者はそのままやっていくということで、社長についても希望があればそのまま継続していくということで考えていて、そのまますばっと首を切るというものではございませんので、よろしくお願ひします。また、それによりまして今までのリピーター等々の問題もありますので、その辺につきましては、ある意味リニューアルということでもまた道の駅「筆柿の里・幸田」の御食事処というところで、またそういうふうにもうまくいっていき町としては考えております。

また、町の責任ということですが、指定管理者につきましても一応5年間のスパンで、単年度ではなかなか判断はできませんので、5年間で今までもやってきて、今これで3年は過ぎたところですが、今こういうちょっと問題が起きてはございますが、今後は町と指定管理者が信義を重んじ対等な立場に立って相互に協力してということで、この地域振興施設を盛り上げていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じような施設で指定管理者が運営をしている文振協がございませぬ。ここにも食堂部分があるわけですがけれども、ここは業務委託ということで文振協がこれから行っていくということですが、こうした指定管理者の中のまた業務委託という問題が、それぞれ地域の利害関係によって問題が起こらないようにしていくべきではなかろうかというふうに思います。そのことが地域がうまくいくというふうに思いますので、そうした問題でこうした合同会社の問題がほかに波及しないというようなことも、これから町としては指定管理に当たって念頭に入れていかなければならないかというふうに思いますので、その点を重々、今度の問題が双方よしというようなことに

なるようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目の問題に移ります。JR東海の集中旅客サービスシステム導入による駅無人化についてであります。JR東海は、昨年12月14日に東海道本線の集中旅客サービスシステムを導入することを発表をいたしました。岡崎駅から豊橋駅間の8駅を駅員をなくして無人化するというものであります。幸田町においては、幸田駅、三ヶ根駅、相見の3駅が無人化をされ、集中旅客サービスシステムの導入で切符の購入、精算、ICカードへのチャージ等を遠隔で切符の確認、案内センターのオペレーターとの会話をすることで列車を運行する時間帯で行えるようにするものであります。この8駅のうち、幸田駅、三河三谷駅には係員を配置してトラブル対応をし、指定券購入のニーズが高い幸田駅には遠隔サポート機能を付加した指定券券売機を導入し、利用者の利便性をさらに高めるとしております。JR東海は2億9,000万円かけてことし4月から工事を着手し、10月から運用を開始をするというのですが、既にJR東海は武豊線にこのシステムを導入しております。武豊線では、2012年に武豊線の駅営業体制の見直し提案をされ、2013年秋から武豊線の6駅が無人化をされ、半田駅をシステムを導入した駅に現地出動する拠点駅としました。その武豊線でも利用者の安全とサービス低下が指摘をされております。今回の東海道本線における岡崎駅から豊橋間の8駅の無人化は、防犯や安全性の問題が指摘できると同時に、利用者の利便性、サービス低下は言うまでもありません。そこでお聞きをするわけではありますが、このJR東海の一方向的な通知に対して町はどのような対応をしたのか、またそのまま受け入れるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 食堂コーナーの上につきましては、指定管理者の直営または指定管理者から委託を受けたものが行うということになっておりますので、直営化されたほうがよりいい運営ができるのではないかなと町のほうは考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） JR東海の新しいシステムの関係でございます。このシステムについては、昨年の12月2日に東海鉄道事業部の担当部長さんを初め3名の方で役場のほうに説明にお見えになりました。その説明の内容といたしましては、もう決定事項ということでお話をいただいております。そして、その月の12月14日にはプレスで発表をするので公言は避けてほしいということで言われました。したがって、12月定例会の最終日にこの旅客システムの導入についての資料を議員の皆様提供をさせていただいたところでございます。この説明については、幸田町と蒲郡、豊川の3つが影響をするわけでございますけれども、幸田町を最初に説明、情報提供をいただいて、その後、蒲郡、豊川に説明に向くということでもあります。蒲郡については、プレス発表の2日前の12月12日に説明を受けたということは伺っておりますが、決定事項ということでありますので、そのシステムがどういうものかというのは実際にはピンと来なかったわけなんですけれども、その場で思いつくことについての要望、ホーム上での事故だとか急病の対応、そして電車の遅延の対応だとか、町の玄関口である景観の問題、

そういった部分を J R のほうに要望をしたところでございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） J R が公言しないでほしいということで、町としては黙っていたよということで、要望は安全性の問題や玄関口としての対応の問題というのを要望されたということでもありますけれども、しかしながら駅員がいなくなる、いわゆる無人化になるというのはどういうことかということでもあります。そうした点で町の認識はこの無人化に対してどのような対応をしていくのかということでございます。ただ、単に安全性の問題とかそういう玄関口の問題とかだけではなくて、やはり無人化になって困るのは利用者であります。そうした点で、駅員を配置する必要性というものについてどう対応されてきたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） どのような対応をしてきたかということでございます。実際には幸田町の 3 駅で初めての無人駅ということでございます。そして、常日ごろ通勤・通学で使ってみえる若い方については、恐らく無人化されたとしても環境の変化にすぐなじんでしまうのではないかなというふうに思います。それで、町として着眼しないといけないのは高齢者と障害者ということでもあります。そういった方を考えて J R に要望はしていきたいと思っております。その要望の中で、J R 側としては案内センターと直結でインターホンで 24 時間といいますか、始発から終電まで対応がとれるということで、現在の東海交通事業から職員が派遣されているわけなんですけれども、そういった方については三ヶ根、相見でいけば朝 7 時から夜 9 時までの間で、その中で 2 時間半の休憩があって、窓口はある限られた時間帯という今の現状でございます。それが J R の訴えでいきますと、終始案内センターと情報交換ができるということで、利用者には利便性があるということでもあります。そういった J R の利点については、幸田町としてはデメリットの部分でもあるわけでありまして。そういった情報とかそういったものをそれぞれどこかで納得して進んでいかないといけないのかなとは思っておりますけれども、その都度その都度今は J R に要望しております。相見、幸田駅には券売機と電光掲示板がございます。三ヶ根には券売機しかございません。先日安城で踏切事故がありましたけれども、そういったときに耳の不自由な方については、幾ら音声で伝えたとしてもその方には伝わりません。目で見てもその情報が伝わるには電光掲示板が必要でありますので、そういった事故の状況を把握した上で思いついたときに、すぐ J R に電光掲示板の設置ということで要望してきたということで、そのシステム自体がどのようなものになるかというのはまだ未体験でございますので、今の時点では思いついたことはどんどん J R のほうに要望は言っていきたいというふうに思っております。長くなりました、済みません。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 無人化になっていろいろな機械化やあるいは電光掲示板やいろいろなものを求めるのは、それは当然のサービスへの提供の要求でありますけれども、しかしながら、決定的なことは人がいなくなるということでもあります。人がいなくなるというこ

とはどういうことかといいますと、トラブルに対応できないということでもあります。迅速な対応ができないということにつながるかというふうに思います。幸田駅には係員を配置して、相見や三ヶ根のトラブル解消に向かうということではありますが、しかしながら幸田駅でもこれは無人化であります。係員が窓口に出て対応することはないと聞いておりますので、そうした点においては、やはり町の玄関口としてのイメージがダウンしてくるということにもならないかと思いますが、そうした点で何うわけではありますが、この無人化の駅員をなくす、いわゆる無人化の対象となる乗降客数ですね、人口規模、これは基準があるのかないのかということでもあります。豊橋―岡崎間では蒲郡駅だけありますので、この蒲郡駅、いわゆる自治体の玄関口となるところには人がいるわけですよ。そうした点で、なぜ幸田駅は飛ばされたのかということではありますが、そうした点でこの基準についてどのように把握しておられるか、伺いたいと思います。また、蒲郡と豊川と幸田町が影響を受けるわけでもありますので、2市1町でJR東海に対して申し入れなどをしていくおつもりがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） トラブルの対応ということでもあります。先ほど東海交通事業という業者の名前を出しましたが、これはJRの子会社でありまして、この子会社の業務内容は切符の発券と開札それと案内業務、この3つが委託された業務でございます。したがって、ホームなどでものを線路側に落とした場合、その職員は線路にはお入りすることはできません。それから緊急時も、緊急のストップはかけることはできますけれども、それ以降は手を出すことはできません。ということで、今現在ホーム上でトラブル等が起きた場合には、人がいて安心という部分はありますけれども、その対応については今見える職員の方では対応がとれないということで、我々としても改札口のインターホンだけではなく、そういった対応ができるようにホームにもインターホンをつけてほしいということで要望をしたところでございます。

そして、もう一つの質問で、この無人化する基準ということでもありますけれども、この基準については、明確な数値的な基準というのはございません。JRが駅の営業体制を見て、各駅の利用状況等を勘案して決めているということで、JRのほうから伺っております。今回の8駅、特に幸田地内の相見・幸田・三ヶ根につきましては、定期券、ICカードの利用が非常に比率が高いということでもあります。そして、大半が早朝・夜間に駅員がいないときの利用が多いということで、本システムを導入しても影響が少ないであろうということで、逆に切符が始発から終電まで買えるということで、そういったメリットもあるであろうということで決めているということでございます。

それから、2市1町で申し入れをする気持ちはあるかということでもあります。蒲郡、豊川市につきましては、既に飯田線それから蒲郡については名鉄で無人駅が既にご覧いただけます。それで、私どもの担当も豊川、蒲郡等にその状況はお聞きしましたが、今回東海道本線初の導入ということで、しばらくは見守ることにするという意思でございます。その後、いろいろな問題が出た場合には、豊川市、蒲郡市、幸田町で連携をしてJRのほうに要望等をしていきたいというつもりではおりますが、今の時点ではしばらく見守るという体制でいくということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） しばらくは見守るといふことではありますが、幸田駅は先ほど大嶽議員の質問もありましたように、駅舎の橋上化やあるいは検討というものもされており、町の玄関口としてというのが町民の願いであります。そうした点で、無人駅でいいのかということでもありますので、そうした点におきましてJR東海へ駅員配置を求める考えについて伺いたいというふうに思うわけではありますが、蒲郡市では名鉄の存続問題で年間8,000万円も投じて、名鉄に存続をお願いをしているそうでございます。また、JRの無人化された駅では、白川口やあるいは新城市の飯田線におきましてもそれぞれ駅員配置、自治体やあるいは観光協会、こういうところが中心になって地元で駅員配置をやっているところもあるようでございますけれども、こうした事例があるわけですから、幸田町としてせめて幸田駅には駅員配置をとということでJRに求める、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから蒲郡とか豊川とかと一緒にというお話で、問題が出たらということでもありますけれども、私は早々に行きたいと思っております、JR東海旅客鉄道本部に早々に行って、我が町の状況もお話をしてそういう対応をとりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そういう対応ということは、駅員配置を求める考えと、それからもしもJRが拒否をした場合、これは町として駅員配置分を負担しながら窓口対応をしていく、その考えのことでしょうか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まだそこまでは考えておりませんが、現状においても三ヶ根駅とかというのはJRのOBとかそういう方がやってらっしゃるので、その辺につきましてはまた次の問題でありまして、とりあえずJR東海の旅客鉄道本部ですね、なかなか言うことをきかないと思いますけれども、とにかく伺ってきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 相見駅は、幸田町の財政を投じてつくってきた請願駅であります。その立派な駅舎が無人化をされるということは非常に残念だというふうに思いますし、また同時に幸田駅も新しくしてほしいと、橋上駅にしてほしいという、こういう駅前整備とあわせて幸田の玄関口としてこれから整備していかなければならないときに、無人化をして幸田町のイメージダウンになってしまう。このことのないように、ぜひとも町としても強力に要請していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、3つ目の問題であります。スクールソーシャルワーカーの配置についてお尋ねしたいと思います。スクールソーシャルワーカー、これはいじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する専門的な知識に加えて、社会福祉などの専門的知識、技術を用いて児童生徒の置かれているさまざま

な環境に働きかけて支援を行うという、福祉と教育をつなぐ専門職であるというふうにインターネットでも説明がされておりました。このスクールカウンセラーとの違いは、スクールカウンセラーは児童生徒本人の心の問題に取り組むことに対して、スクールソーシャルワーカーは児童生徒を取り巻く環境に注目をして問題の解決を図るということであり、基本的には、学校からの依頼を受けて直接児童生徒の家庭とかかわりながら、さまざまな機関と連携して問題解決に取り組みます。文科省が2008年度スクールソーシャルワーカー活用事業を開始をして以来、全国的に配置と増員が進んでおります。2013年度に1,008人であったスクールソーシャルワーカーを、2020年度までに人員を10倍にふやす方針であります。これは、貧困や虐待、発達障害などへの対応を含めた活用方法をしていこうということを示しているものであります。児童生徒が学校や日常生活の中で直面するさまざまな問題、困り事を抱えている子どもと家族を支えるために、スクールソーシャルワーカーの配置について何うものであります。

まず、スクールソーシャルワーカーの配置の必要性、これについて教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、今議員が御指摘のとおり、新たに児童生徒が学校に来れない要因の一つの中に、いわゆる保護者も含めたいろいろさまざまなデリケートな問題が昨今起きてきている背景もあります。それは、家族等を含めまして福祉分野の問題、いわゆる生活状況であるとか、社会保障制度を使うとか、生活保護の問題を使って考えていくとか、そうした対応も必要になってきた。こうした社会情勢の変化に応じた新たな資格を持った方々が、子どもたちそしてまた保護者の方を支えていくというスクールソーシャルワーカー、学校に特化したということでスクールというのがついたということであり、この必要性は、本当に適切な支援をするという意味では重要であるというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 12月議会でも子どもの貧困の問題で、スクールソーシャルワーカーの設置を求めてきたものでありますが、このスクールソーシャルワーカーの設置事業の補助金が愛知県でも平成28年度から開始をされております。この補助率が3分の1ということで、愛知県もスクールソーシャルワーカーの成果を広く周知をして、各市町村への導入促進を図るというふうにしております。愛知県の状況でございますけれども、平成26年度は名古屋市を除いて、春日井、豊田、常滑、半田、南知多、5市町で10人のスクールソーシャルワーカーが配置をされておりますが、その後の進捗状況がわかりません。それで、教育委員会でスクールソーシャルワーカーを設置している自治体を把握しておられたら人数をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） スクールソーシャルワーカーの制度が今から動き始めていくという段階でございます、今私どもがつかんでおります、まずは近隣で申しますと、中核市であります岡崎、豊田、豊橋が今年度からスクールソーシャルワーカーの配置をするということでスタートしております。それから、ほかの県内においては、今おっしゃ

っていただいた部分もありますけれども、今年度の28年度から春日井、小牧、瀬戸、尾張旭、日進、豊明、半田、常滑、東郷が配置を始めたという情報であります。それから、岡崎市の部分において何人配置をしたというのをつかんでおります。ほかは、ちょっと何人つけたかというのは情報を持っておりません。岡崎市は、現在4名のスクールソーシャルワーカーを配置をしていて、2人が社会福祉士の資格を持った方、残る2人は教員OBの方という形でのスタートが組まれてきているという情報を持っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） スクールソーシャルワーカーの仕事というのは、子どもたちの様子を見ながら、そしてその子がどういう状況に置かれているのかということを見て、そしてそれをいろいろな制度につないだりあるいは支援をしたりする仕事であります。そうした点で、例えば日常的に子どもの靴が汚れているとか、服が汚れているとか、いろいろなそういう家庭の状況を把握をしながら、そしてその子の置かれている状況を改善をしていくということの仕事でありますので、やはり幸田町でも6人に1人が貧困と言われる中で実態をつかむ、こうした点におきましてもスクールソーシャルワーカーの配置というのは重要ではなかろうかというふうに思います。そこで、お聞きをするわけですが、愛知県も積極的に導入促進を図っておりますし、また補助率も3分の1であります。そうした愛知県の補助事業を受けながら幸田町として設置していく、この取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） スタートいたしまして近隣も動き始めたところでございますので、いわゆる資格を持った方とそれから一定の見識を持った方がスクールソーシャルワーカーになっていただける要件を持っているということがわかりました。あとは補助制度もあるということにおきまして、私どもの独自のまた任用も、今年度すぐというわけには、今始まったばかりでございますので、近隣の状況を踏まえてまた次年度対応ということも考えながら進めさせていただけたらというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町では、南知多町1町が先陳を切って1人配置しながらスクールソーシャルワーカーを活用しております。このように、やはり幸田町での子どもたちの状況を支援をしていく、このためにもぜひスクールソーシャルワーカーを早い時期に設置を求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 本当にさまざまな御家庭と児童生徒が困っている状況は認識をしております。こうした方々をお願い申し上げて、少しでも心の支援と生活、いわゆる暮らしの支援につながるようなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番、水野千代子君の質問を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

子どもの貧困格差問題についてであります。国の調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合の子どもの相対的貧困率は、1990年代半ばからおおむね上昇傾向にあり、2012年、平成24年には16.3%となっています。そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%となっており、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。子どもの貧困の定義は、子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態に置かれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほど多くの不利を負ってしまうこととされております。子どもの貧困と連鎖を断ち、問題の解消には親の自助努力を求めるとともに、福祉と教育のパートナーシップの必要性から質問してまいります。

昨年、愛知県は、名古屋市を含む県内全域の小中学生家庭の生活実態を把握するため、子どもの相対的貧困率の調査を始めました。具体的にはどのような調査を行ったのか、内容をお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 子どもの貧困の御質問でございます。特に昨年行われました「愛知子ども調査」についての内容の御質問でございます。調査の名称は「愛知子ども調査」ということで、愛知県の健康福祉部が実施をする調査で、町の福祉課を通しまして学校へ調査をお願いしたというものでございます。目的は子育てに関する県民ニーズや子どもの生活実態を把握するための実態調査を行い、実効性のある子どもの貧困対策を行うための基礎資料を得ることを目的としております。調査の期間は、平成28年12月7日から同年の12月20日にかけて、県内の小中学校688クラスで実施をいたしました。子どもについては1万3,384人、その保護者については2万373人を対象にして行われたものでございます。本町では坂崎小学校と豊坂小学校の1年生の保護者56人と、中央小学校の5年生37人の児童とその保護者、さらに幸田中学校2年生39人の生徒とその保護者が対象となっております。調査の内容は、小学校1年生は保護者に対して16ページ、56問、小学5年生と中学2年生に対しては8ページ、25問、その保護者は16ページ、52問にわたる質問で、放課後の居場所や塾、習い事の状況など子どもの状況についてのことと、保護者の就労状況や学歴等の保護者の状況、食事の摂取、家族構成など家庭の状況、それから現在の暮らし向きや収入など経済状況、それから健康状態や就寝時間など健康についての状況、それから福祉施策の利用状況等の地域との関係など、多岐にわたっている調査でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回、初めて愛知県が県内の子どもまた保護者を対象に行った調査でございます。今伺いましたところによりますと、本町にも坂崎小学校、豊坂小学校が保護者のみ、1年生ですね。また中央小学校の5年が子どもと親、幸田中の2年生の子どもと保護者ということでございます。項目等もかなり多岐にわたっているというこ

とで詳しい状況等がわかったかなというふうに思うわけでございます。愛知県は、その調査結果をことしの3月に公表するとしております。情報は市町村にも提供するというふうに言われております。今、私も部長から言われて、事を全て書きとめるわけではございませんが、その調査結果というのは今届いているのでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 中日新聞で2月14日の夕刊で公表されております。市町村には暫定集計としてメール情報で届いております。集計と分析の内容は届いているわけでございますけれども、市町村別の実績や分析等の詳細についての資料またその説明については現在行われていないということで、中間的な報告が届いているというところでございます。標準世帯の年間可処分所得の半分、122万円になりますけれども未満の世帯で暮らす子どもの相対的貧困率等につきましては、3月下旬に公表するとされておまして、まだ現在のところは手元には届いていないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。3月下旬ということでございますので、最終的にはきちんとした愛知県の状態、また本町の状態というのわかるのかなというふうに思うわけでございます。また、その調査がきちんと出ましたら、私どもにもやはりきちんと提示をしていただきたいということをまずはお願いをしておきたいというふうに思っております。

それから、今回の県の調査では、本町の子どもは先ほど言っていました中央小学校の5年1組の37人と幸田中の2年1組の39人、子どもに対してはこれだけだというふうに思うわけでございます。平成28年5月1日現在の本町の全小学生は2,697人、また中学生は1,299人、率で言えば小学生は0.01%、中学生は0.03%のみの調査であったのではないかなというふうに思うわけでございます。県知事は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つ環境を整備するために調査すると言われておりました。県としては、やはり市町村にはこのぐらいの数かもわかりませんが、私はせめて本町としてもやはり0.5割から1割ぐらいの対象で調査をすることで本町の現況がわかり、また新たな県が行った調査以外にプラスまた独自の支援が見えてくるのではないかなというふうに思うわけでございます。本町としての調査が私は必要であるというふうに思うわけでございますが、その辺の調査の意向について、やるかやらないか、必要か必要でないかということについてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほども申しましたとおり、県の調査結果がまだ詳細な分析がされてないと、こういう中で町の独自の調査を新たに実施するということは現在のところ考えておりません。県の結果を検証した上で、今後町として独自の調査が必要かどうかについても検討させていただきますし、あわせて子どもの貧困対策についてもこれから検討させていただくと、このような考えでおりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かに県の調査がきちんと終了していない、情報を公表していない、その中でこういうことを即答するのは無理なのかというふうに思いますが、今部長が言われたようにきちんとした県の調査が公表されて、じゃあ、我が町としてはどういう形で支援をしていったらいいのか、また貧困率がどのぐらいなのか、どこに手を入れたらいいのかというのが私は明確になってくるのではないかというふうに思いますので、ぜひともきちんとした県の公表がされた後で結構でございますので、きちんと検討をしていただいて、やはり調査が必要とあらばやっぱりやっていくべきだというふうに思いますので、どうぞその辺もお考えをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、全国の自治体では子どもの貧困格差問題から既に学習支援を実施している自治体が多くございます。厚労省が、平成27年7月に901福祉事務所設置自治体を対象に調査した結果でございますが、平成28年度に子ども学習支援事業を実施してる割合は52.2%あるというふうに思います。これは任意事業でございますが、県内でも進んでいるかというふうに思います。現況をお聞かせを願ひたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほどの調査についてでございますが、県の公表がされましたら、もちろん議会のほうにも資料提供を含めましてさせていただきたいと思ひますし、調査の実施につきましては今後検討させていただくということでお願ひしたいと思ひます。

また、子どもの貧困格差の問題ということで、学習支援を実施している自治体の状況、県内のということでございます。平成28年7月現在の状況でございますけれども、自治体が直営で学習支援を行っているところが刈谷市、岡崎市、豊田市、高浜市、豊橋市、田原市の6市でございます。それから、社会福祉協議会、NPO等に委託をして実施しておりますのが、西三河でいきますと碧南市、安城市、知立市を初めまして県下12市、合わせて18市が実施をしているということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） もう既に学習支援を実施しているのが、18市あるということでございます。

近隣同士もかなり進んでいるのではないのかなというふうに思うわけでございます。

それから、県のほうは、ことし4月から生活保護世帯の子どもたちに、授業の復習や勉強をする場所を県内の尾張地域、海部地域、知多地域、西三河地域で学習支援事業を行うようでございますが、これは、新聞の報道でもございましたが、具体的な話が届いているのか、その内容等をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 直近の状況でございますが、3月2日に各県福祉事務所の職員を集めまして、愛知県子ども学習支援事業説明会が、県のほうで開かれておりまして、今後の事業の概要とスケジュール等の説明がされたということで、情報を得ております。

事業につきましては、愛知県健康福祉部地域福祉課が、実施事業主と契約をいたしま

して、県福祉センターが受託事業者との連携、支援対象への募集案内、親の相談支援を行う事業となっております。

市町村は、実施会場の便宜や支援対象者の情報を提供するというふうになっております。

学習支援につきましては、社会福祉士、児童福祉士、教員、保育士等の有資格者が当たることとなっております。県内で4カ所、先ほど、議員が言われたところで実施をしております。西三河福祉相談センターの管轄であり、幸田町でも1カ所実施するということが含まれている計画となっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 愛知県で4カ所ということで、県が進めるということでございます。

これは、西三河の地域では、幸田町が対象のまちだよということでございますが、具体的な話が、説明会が3月20日にあったということでございますが、概要等も、今、お話を聞いたわけでございますが、行うのは、やはり、県というふうに思いますが、今、言われたように、支援の対象者だとか、また、会場等もこちらでやるのかというのがあるわけでございますが、その辺の町がこれから行っていかなければならないことというのは、具体的に、今、言われた、対象者と、あと会場だけでよかったですでしょうか。

また、対象者というのは、どういう形でやられるのかというふうに思うわけでございます。

私は、県のほうの新聞報道によりますと、生活保護世帯の子どもたちということで、私は読んだのでありますが、県のほうは、対象者たちに対しては、どのような対象者というふうに説明があったのかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 町が関与する中身でございます。

正確にまだ町のほうに依頼が来ているわけでもございません。内々の打診みたいなものがあるわけで、現在、その会場の選定について、町として情報提供を行っているというところでございまして、対象者の情報提供というふうになってございますけれども、現実には、県の福祉相談センターなり、困窮相談支援センター等の情報を、県のほうが収集をしております。生活保護世帯、それから、事実支援等の相談に見えた方の世帯の子どもさんというような形で、今、県のほうで選定をしているところでございますが、当然、町のほうにもその点については、相談がまいつているところでございます。

対象の子どもたちでございますけれども、今、言いましたように、今回の目標については、小学校、中学校、高校、専修学校、または、高校等へ進学を目指す生活保護受給世帯、それから、自立相談支援機関において、継続支援中の世帯、未成年のみで構成する世帯に属する児童、生徒という形で規定がございまして、その中で、選ばれていくと、こういうことになるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

何にしても、これからということでございますので、具体的なことに関しましては、

まだまだ県から、これから情報が来るのかなというふうに思っておりますので、わかりました。

それでは、子どもの学習支援の居場所としても、やはり、これは、実施されていくのかなというふうに思うわけですが、本町の、例えば、低所得者世帯数だとか、生活保護世帯数、ひとり親世帯数などと合わせて、また、それぞれの子どもの人数、今、置かれている人数をお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、学習支援の具体的な場所は、これからということですが、対象者、人数、実施する回数などもこれからかなというふうに思うわけですが、この辺の場所、人数、実施する回数などのスタートする月だとか、そういうことがわかってみえましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤正君） 議員が言われましたような、対象者の中身でございますけれども、一応、低所得者世帯と生活保護世帯、ひとり親世帯ということで御使用いただいているわけですが、まず、生活保護に規定する要援護者に準ずる程度に困窮している準要保護者ということになりますと、これは、平成26年度の資料でございますけれども、小学生が161名、中学生が101名となっております。

それから、生活保護に規定する要援護者、生活保護世帯でございますが、小学生が5名、中学生が2名、平成26年の数字でありますけれども、そのようになっております。

それから、ひとり親という資料が、実は、ないものですから、15歳以下でありますけれども、幸田町遺児家庭扶助費の受給者につきましては、287名という資料もございますので、対象がこの中での対象というふうになってくるかというふうに思っております。

世帯数につきましては、済みませんが、集約をしておりませんので、人数でお答えしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、学習支援の回数等でございます。

幸田町におきましては、1カ所ということで、県のほうはいつておりまして、この1カ所につきまして、12人を定員として実施を予定するというところでございます。

実施回数につきましては、学習支援につきましては、月2回、1回当たり120分ということになっております。

それから、居場所の提供につきましては、週2回以上、1回当たり120分というような資料をいただいているところでございます。

なお、実施する開始日というか、月につきましては、現在、調整中で、当初は、夏ぐらいにという話もありましたけれども、先ほどの事業者との契約を4月早々にもするというで聞いておりますので、それよりも早い時期でこれが実施されるのではないかなというふうに、現在のところ、情報としてはつかんでおります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、準要保護児童、こういう方たちが、小中合わせて262名ということで、生活保護世帯も7名、また、ひとり親も子どもの人数は、287名ということで、かなりの子どもたちがいらっしゃるのかなというふうに思うわけですが

が、また、その子どもたちの環境もございますし、この中から、どういう形で、学習支援に参加できるかどうかというのは、まだまだわからないかもわかりませんが、できましたら、希望に沿ったような形での支援ができればいいかなというふうに思っております。

それから、場所的には、町内では1カ所で12名ぐらいになりますと、今、言われた子どもの世帯をトータルしますと、かなり低い人数なのかなというふうに思いますので、この辺に関しまして、今後、きちんとした県の調査結果が出てきたときには、もう少し詳しい家庭の内容、また、保護者からの希望とか、収入だとか、そういうこともわかるかというふうに思いますので、その辺に関しても、3月末の公表をみていただいて、対象者をきちんとした形で、公平な形で選んでいただきたいなというふうに思うわけでございます。

それから、場所ですが、まだ、確定していないということでございますが、場所は、一応、町としても、こういうところがあるではないかとか、ここはどうかということ、選定をするというふうに思うわけでございますが、この場所では、やはり、この教室は、例えば、今回、こういう形での支援が初めてなわけでございますので、この教室が設置されたときに、特別な子どもたちが通う場所なんだとか、特別な子どもたちが学習を支援するところなんだということ特定されたら困りますので、やはり、通う子どもたちにも配慮したような、配慮できるような、私は、場所を選んでいただきたいなというふうに思うわけでございますので、この辺についての、お考えをお聞かせを願いたいなと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 支援塾に希望されるお子さんということで、もちろん、皆さんにいていただきたいのですが、定数が12ということで、今後、県のほうで一定の選定ということになると思いますが、基本、募集をするという形で県のほうはしておりますので、該当と思われる方たちに案内をして、子どもさんに参加をしていただくという形になると思います。

当面、今、県のほうで考えておりますのは、生活保護の子どもさん、それと、自立相談支援に、生活困窮の形で御相談いただいた方の世帯の子どもさんを、県のほうが相談事由があったということをつかんでおりますので、当面、そこからスタートするのではないかと、このように考えております。

あと、実施の場所でございますけれども、県は、最初は、公民館ですとか集会所を使って、公共の施設でそこを貸してほしいというような形で問い合わせがございましたけれども、やはり、地区の集会所であったり、公民会であったりを、先ほど言ったように月何回、週何回という専用するというのは、なかなか難しいところもございます。

そういう面で、今、会場のほうを選定しているわけでございます。

場合によっては、アパートの1室を借りてでもというような形で、話も出ているようでございますので、今後、場所については、情報については、提供させていただきたいと思っております。

特に、議員が申されたとおり、特定の場所に子どもが集まるということで、そこで、

新たないじめだとか差別につながらないように、最新の配慮が必要だというふうに思っております。具体的な場所は決まっておりますけれども、県と十分根底については、調整をして、場所については、徹底をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひ、場所については、きちんとした配慮がなされるような場所を選定していただきたいというふうに思っております。

それから、対象人数は、生活保護だとか、自立支援の相談にみえられた方たちが最優先だよということでございますので、やはり、この辺に関しましても、県ときちんと相談をしていただいて、それに沿っていただきたいというふうに思っております。

それから、経済的な理由により、教育格差は次世代に貧困を引き継ぐ大きな要因の一つでございます。

2013年、平成26年6月に成立した子どもの貧困対策推進法に基づき進める事業と理解しております。そのためにも、対象者には、すべからず全員に学習支援を受けていただきたいというふうに思っております。

先ほど言われましたように、生活保護、自立支援に相談に来た人たちが最優先だよということでございますので、その辺も理解をいたしました。

しかし、いや、この人たち以外でも、実は、こういう状態なのだということが、もう少し、県のほうの今回の調査の公表で、もうちょっと具体的な保護者だとか、子どもの声が本町としての声が聞こえてくるの、見えてくるのではないかなというふうに思うわけでございますので、その辺に関しましては、すべからくいきたいわという子どもさんがいられるときは、受けていただけるような、12名と言わずに、それは少し拡大してでも、私は、実施をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、その辺の人数については、どういうお考えでいらっしゃるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 子どもの貧困対策推進法の対象となります児童、生徒について、ひとしく対策を受けるべきとは考えております。

ただ、今回の学習支援については、受け入れの施設の規模ですとか、支援員の人数だとか、一定の制限がございます。

それから、県が実施するというのもございまして、当面、この事業につきましても、事業の進捗を見守った上で、次のことについては、検討したいと思いますが、いずれにしても、必要な児童についてひとしく対象を受けるというふうな方向で進めたいとは考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そのように進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、平成27年生活困窮者自立支援法も成立をしております。

学習支援事業、任意でございますが、武豊町は、2016年度から中学生に学習習慣と基礎学力を定着させようとゆめたろう塾を開催をしております。

毎月2回、土曜日に午前中2時間で元教員や、学生が指導に当たり、希望者が全員で

町民会館で行っているようでございます。

このような形の学習支援というのは、本町でも考えられるのではないかなというふうに思うわけでございますが、そのお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま、武豊の情報をいただきました。

県下でもこのような実施をしているところも市も先ほど報告をしたようにございますので、武豊町を含めまして、他市町の状況についても、調査、研究をさせていただきたいと、このように考えております。

また、平成29年度県が実施する今回の学習支援事業については、先ほどの繰り返しになりますけれども、経過措置を十分に研究した上で、町として今後何をすべきかについては、検討させていただきますので、武豊町がどのようなものか、研究させていただきますけれども、本町においても実施はできないということでありませぬので、どのような形で対応すべきか、しなければいけないかということについては、県の事業の内容について十分見させていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、県の実施も大切ですが、町独自でこういうふうな形でやられているところもございますので、ぜひとも研究をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、一人で食事のすることの多い子どもたちに、毎週夕食を囲んで交流を深め、子育てを地域で支援しようとする子ども食堂が注目を集めております。

県は、子ども食堂の必要性なども調査したようでございますが、その結果と県外の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 学習支援につきましては、十分、検討させていただきたいと思います。

それから、子ども食堂についてでございますが、ことしの8月に愛知県のほうが、県内市町村に実態調査を実施をして、市町村が把握している内容でありますけれども、19市において33カ所実施をしているというような集計結果が出ております。

県の調査結果といたしまして、実施主体は市町村が実施しているものは、高浜市が1市でございます。

それから、社会福祉法人やNPOが実施しているのが、8市で9団体、それから、企業任意団体、個人が実施しておりますのが、13市で23団体となっております。

子どもの方が利用した場合の負担ですけれども、無料が先ほどいった団体の中で18団体が無料で実施をしております。

それから、100円以下で実施をしているのが5団体、300円以下で実施をしているのが10団体となっております。

合わせて33団体が実施をしていると、このようになっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 県内でもかなりの市が、県内19市、また、自治体がやっている

のは、高浜市が1市だということでございます。そのほかには、社協だとか企業、いろんな団体等が行われているということでございますが、既に33カ所が実施をしているということでございます。

この子ども食堂というのは、本当に子どもたちが一人で食べる家庭がふえてきたということで、それではいけないということで、こういうふうな形で実施をしているところが、本当は、全国的にも、また、県内でもふえてきているのではないかなというふうにするわけでございます。

大分県の豊後高田市も、昨年8月から子ども食堂を運営をしております。一人で食べることが多い仕事で御飯をつくる時間がない人たちが対象で、1食、ここは、300円で提供しているようでございます。

ここも実施主体は、豊後高田市の農協村の女性集団連絡協議会でございます。市ではないようでございますが、県の実態調査でも、このような県内でも多くの取り組みが行われているようでございますので、本町も工夫をして孤食の子どもたちの居場所づくりとして、また、本町にあった子ども食堂の実施をしていく考えについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 子どもの居場所づくりというのは、今、大切だというふう言われております。そのように考えておりますけれども、参加者の方が貧困であったり、ひとり親家庭ということで差別されるということもございまして、その辺のどういうふうに取り組むかというのが、非常に難しいところだというふう聞いております。

内容につきましては、今度、十分、研究課題として進めさせていただきたいと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、いろんな事例については、研究させていただいて、今後、対応については、決めさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも研究課題としていただいて、検討、検討でいいこともございまして、やはり、きちんとした子ども支援、また、居場所づくりのためにも前向きに検討していただきたいと思いますというふうにするわけでございます。

それから、1月27日に東京の有明医療大学の教授の千葉喜久也氏の子どもの貧困格差問題の研修を受けてまいりました。

子どもの貧困には、さまざまなケースがございます。親や家族を取り巻く課題、これは、経済的困難とか、無縁社会などがございます。

また、子どもを取り巻く課題からは、いじめ、暴力行為、不登校、学力低下などを生むことから、福祉、教育、公的支援の活用、地域などのネットワークが重要であるということこの教授はお話をいただきました。

特に、学習支援には、教育委員会との連携の必要性を強調されておりました。

当然、県の調査でも、本町の子どもたちに、今、どのような支援が必要なのか、傾向性、今までは、傾向性でございます。

今までは、福祉の面からお話を聞きましたが、教育長として、本町の子どもたちへの

学習支援の必要性、また、生活困窮のために子どもの能力が生かせない現況など、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

また、対策等もお考えがございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 子どもの貧困の問題は、幸田町でも捨て置ける問題ではなく、喫緊の課題だとは思っております。ただ、今も話がありましたが、かなり丁寧に扱う必要があるだろうなと思っております。

議員も今、その言葉を使われましたが、差別化になってはまずい、それから、このことによって、線が引かれていなかった子どもたちに線を引いて差別化をしてしまうということが、その子どもたちがいじけてしまうということにならないように、丁寧にはしなければいけないのですが、考えている間に2、3年が過ぎてしまってもまずいので、本当に悩ましいところだと思っております。

子どもの貧困と子どもの学習支援がイコールではないと思います。貧困でも支援を必要としない子もいますし、貧困でなくても支援を必要とする子もいるわけですが、今、問題になっている子どもの学習支援というのは、恐らく中学生と県がいつてきたということは、塾にいきたくてもいけない子どもたちを公の力で救うというところに視点が当たっていると思いますが、その扱いは難しい。

ただ、先ほど言いましたように、急いで対応してあげないと、その子たちは高校生、専門学校生と、どんどん進学していくので、できる手を打っていきたくて思っています。

どんだけ打っているかということですが、この具体的な学習支援というのは、場所と人を選ぶことはあって簡単にはできないわけですが、ほかに打っている手は、もう既に何度もやってきましたが、セーラー服やジャージをリサイクルで卒業する子どもたちからもらって新入学の子ども、あるいは、2年生、1年生にもらっていってもらい、あるいは、私は、ちょっと参考書で読んだのですが、そういう参考書が買えない、問題集が買えなくて困っている子がいるということ、大学の教授の論文で読みましたので、校長たちには、そういう子もいるよと、だから、先輩の書き込みが若干あってもいいから、捨てるのだったらもらって、後輩がそれを使ってもいいじゃないかと、先輩の書き込みがあっても使えるよという話はさせてもらいました。

学習支援というのは、今、すぐにできていませんが、貧困の対策は、お金をかけなくてもできるところが幾つかあると思って、まだまだアイデアを出していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、教育長が言われたように、貧困イコール学習支援が必要であるということは、私は、これは考えておりません。

しかし、現実には、今、教育長が言われたように、塾にいきたくてもいけない、どうしても家庭環境から勉強する環境にないのだとか、いろいろ、さまざま、本当に人それぞれだというふうに思います。

でありますので、やはり、できる限りに平等で教育の与えられる機会を与えていただきたいというふうに、それは、思う一人でございます。

今、教育長が言われましたように、できることを、服のリサイクル、また、教科書のリサイクル、それも大切でありますので、やはり、教育現場の教育長として、やはり、子どもたちに差別を与えない、または、教育を必要とする支援、これは、しっかりと、やっぱり、今後とも考えていっていただきたいということを、私も要望させていただきたいというふうに思います。

それから、最後に、町長も新年度の施政方針でも言われました。子どもたちの基礎学習の充実を図るとともに、支援を必要とする児童、生徒の一人一人の実態に合わせたきめ細やかな対応に努めてまいりますという、こういう施政方針を述べられておりますので、ぜひとも、本町の子どもたちがすべからく、自分のいきたい場所、いきたい学校、いきたい人生をいかれるような、そういう私は学習を与えていただきたいなというふうに思う一人でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、高齢者、障害者支援についてお伺いをいたします。

いよいよこの4月より、新しい総合的事業がスタートいたします。高齢化社会が進む中で、高齢者のさまざまな相談や対応、支援、また、障害者への丁寧な相談や対応、支援など、社会福祉協議会の果たす役割は、ますます重要になってまいります。

また、成年後見支援センターも開設されると伺っております。現況で、社会福祉協議会に委託している事業名、その内容を、主なもので結構でございますので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほどの貧困支援等を含めまして、これについては、教育とも十分連携をとりながら、実のあるものにしていきたいとこのように思っております。

それから、高齢者、障害者の支援についてでございますけれども、現在、社会福祉協議会のほうに委託している事業の内容でございますけれども、社会福祉協議会として、18の大きな事業を実施しているわけでございますけれども、町から委託事業して委託をしておりますのは、地域包括支援センター事業の1事業でございます。

包括支援センターの事業の内容につきましては、包括支援事業として、介護予防ケアマネジメントですとか、総合相談支援、それから、指定介護予防支援事業として、指定介護予防支援業務、それから、介護予防事業として、介護二次予防高齢者の把握に関する事業ですとか、介護予防に関する活動を行うボランティアの人材育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成などでございます。

また、任意事業として、新しい介護予防日常生活総合支援事業ですとか、元気会の準ふれあいいきいきサロン等の推進が入っております。

なお、委託事業以外の社会福祉協議会、本体の事業といたしましては、社会福祉協議会事業として、生活福祉支援ですとか、ボランティア事業、見守り配食事業、歳末助け合い事業などがございます。

また、ホームヘルパー事業として、介護保険ヘルパーの事業ですとか、障害者ヘルパー事業などがございます。広域事業としては、居宅介護支援事業がございます。社会福祉協議会事業につきましては、事業費の一部を委託ということではなくて、町から補助金を支給しているという形で事業運営をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） それぞれありがとうございました。

それでは、事業に当たっている件数と人数をお伺いいたしますが、主に、それぞれの事業に係る相談件数、実施する事業内容の多いもの、また、それに当たる人数をお聞かせを願いたいと思います。

それから、今、社会福祉協議会の職員の数もお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） それぞれの事業、件数が多岐にわたりますので、難しいところもありますけれども、まず、事業に当たります職員といたしましては、会長、副会長、事務局長、事務局次長を除きまして、地域包括支援センターであります包括支援事業では、職員のほうですが、主任介護支援専門員など、4名の正規職員、それから、保健師など、2名の嘱託職員が当たっております。

事業の内容につきましては、総合相談支援事業につきましては、平成27年度の実績でございますけれども、629件の相談がございます。

また、県利用業務は、138件、介護予防ケアマネジメントにつきましては、2,207件、介護二次予防高齢者の把握につきましては、3,057件、元気会の開催につきましては、39回、902名の人員を参加をいただいているような事業がございます。

それから、法人運営ですとか、生活福祉資金、ボランティア事業、見守り配食事業、歳末助け合い事業など、社会福祉協議会事業として、20の事業を5名の正規職員と2名の嘱託非常勤職員が担当しているところでございます。

社会福祉協議会事業といたしましては、ボランティア事業につきましては、41団体、549名の登録を完了しております。

それから、生活困窮者等の相談については40件、生活福祉資金の貸し付けは11件、法律困りごと相談につきましては、31件、見守り配食事業は、1万2,201食の配食の管理をしているところでございます。

次に、介護保険ヘルパー事業ですとか、障害者ヘルパー事業など、ホームヘルパー事業として、4つの事業を実施しておりますけれども、嘱託非常勤の介護福祉士等、9名の職員が事業に当たっております。

ホームヘルパー事業としては、6,211件のヘルパーの派遣を実施しているところでございます。

最後になりますけれども、居宅介護支援事業者としては、1名の嘱託職員が従事しております。居宅支援事業所につきましては、ケアプランの作成でございますが、481件をケアプランを担当しているというのが結果でございます。

総勢、会長から事務局次長まで役職が4名と、社会福祉士、介護士など、9名の正規職員、それから、介護支援専門員、介護福祉士など16名の非常勤嘱託職員合わせて29名が社会福祉協議会の職員となっております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、報告をいただいたように、さまざまな事業、さまざまな教室、また、さまざまな相談件数が、かなりの多くの事業、相談件数が、この社会福祉協議会

の中で行われている実態がわかったものでございます。

そのほか、それぞれの事業が、今、言われた総勢29名、正規職員が9名、嘱託が7名、非常勤が1名、全てで29名の人員の中で行われているということは、すごいことではないのかなというふうに思うわけでございます。

それから、交流者が住みなれた地域で、介護や医療生活のサポート、及び、サービスが受けられるように、市町村が中心となって、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防を包括的に体制を整備する、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うのが地域包括支援センターでございます。

介護に関する相談から、成年後見制度の活用推進、高齢者虐待への対応、介護予防業務にも対応しており、需要はさらにふえるというふうに思います。

簡単で結構ではございますが、地域包括支援センターの事業内容等の現況を、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 地域包括支援センターの事業でございますけれども、総合相談件数につきましては、先ほど、報告しましたが、年間626件ということでございますけれども、平成26年と27年を比べますと、109件増加をしているということでございます。

ここ数年の相談件数につきましては、おおむね550件前後で、推移をしておりますけれども、ほかに虐待の対応件数も、年数件ということで、大きな変化はございませんが、高齢者の人口の増加に伴いまして、高齢者介護保険の相談や、虐待案件の増加は避けられないものと、このように見込んでいるのが、現在の状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 総合相談が629件ということで、そのほかにも、虐待高齢者の相談というのがあるということでございます。

本当に、今後、相談者支援などがふえて、住みなれた地域で在宅介護生活を送るサポートをするとすると、私は、その現行の町内1カ所の地域包括支援センターでは、利用者のサービスが低下するのではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺のお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 地域包括支援センターの管轄というか、圏域としては、生活圏として、おおむね30分で移動できる範囲というふうに規定がされております。

その面で行きますと、幸田町では、1カ所でよいというふうに考えております。

しかし、職員の配置基準としては、人口規模では65歳以上の人口が、おおむね3,000から6,000未満が1単位というふうにされておりますので、現在、平成28年10月現在で、65歳以上が8,303人ということでございますので、体制的には、少し不足しているのかなということございまして、今後、包括支援センターの職員の増員ですとか、体制強化が急務課題というふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この件に関しましては、私も平成26年9月議会で質問をいたし

ました。そのときは、中学校で1カ所単位の地域包括支援センターが必要ではないかというのを訴えたわけですが、そのときも確か答弁では、30分以内で移動できるかなということで、1カ所の現行だよということの答弁だというふうに思うわけですが、例えば、今、言われたように、高齢者の65歳以上の高齢者も8,300人を超すということでございますので、私は、もう一カ所、次は、2カ所、3カ所というふうにふえていってもいいのではないかなというふうに思うわけですが。

ほかの市では、例えば、公共施設の活用や特別養護老人ホームなどに委託をしているというケースもお聞きをしているわけですが、その考え方について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 包括支援センターの設置については、1つは、中学校単位というのが実際でございます。ただ、これをほかのレベルで考えますと、大体、3万人ぐらいの中学校の人口単位ということで設定をしてありますので、幸田町では、3つは要らないと、こういうふうに推測されるわけでございます。

現在、御提案のありましたように、特別養護老人ホームの中に設置をしているところもございしますが、本町では、特別養護老人ホームつつじが丘とまどかの郷に在宅介護支援センターが設置しております業務を委託しているところでございます。

包括支援センターの保管業務をしている、実態調査をしているというようなこととございますので、現状では、その体制で進めればと思っておりますけれども、他市町では、在宅介護支援センターについては、廃止をされて包括に吸収をされているということでございますので、今後のあり方についても、検討していく段階でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、今後、特別養護老人ホーム等の在宅介護支援事業を、今、お願いをしているわけですが、それでも、地域包括のほうへ移行できるようであるならば、その辺のことも研究をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、現行の社会福祉協議会の施設で、先ほど、さまざまな事業、会員数、相談、さまざまな報告を、今、受けたわけですが、現行の施設で、これからも行事を進めていくには、余りにも狭い施設ではないかなというふうに思うわけですが、その辺について、増築を考えていく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の御提案のありましたように、地域包括支援センターについては、今後、業務が非常にふえてまいります。

特に、成年後見センターですとか、認知症初期支援チームの立ち上げなども予定されておりますので、現在の事務所のスペースでは狭いというふうに考えております。

ただ、増築するのか、分所をつくるのかということにつきましては、早急な課題として、社会福祉協議会と協議を進めたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そのように検討をしていただきたいと思いますというふう

に思います。

社会福祉協議会のほうでは、1階部分も大変狭くございます。2階には、ボランティアの団体などが活用しておりますし、小さな建物の中で、すごい量の仕事をしているわけでございます。

町内の人に、社会福祉協議会の場所を聞かれてときでも、役場の下にある施設だよという、保健センターと大体、間違われまして、いや、そこではなくて、隣ですよという、小さな建物ですかといわれる始末でございます。

ぜひ、増築を考えて、また、改築、増築、分所を考えていていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者や障害者が住みなれた地域で、健やかに過ごすためには、みずからの健康的な生活は、自分で支える自助、家族や地域住民で支え合う互助を基本として、そこでケアを賄えない部分を、介護保険や医療保険など、共助を使い、生活保護や社会福祉控除で補っていかなくてはなりません。

そこで、地域ボランティアの力が必要となってまいります。

現行のボランティア団体の件数をお聞かせを願いたいと思います。

それから、介護ボランティアなど、新しい取り組みがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 社会福祉協議会の増築等につきましては、緊急な課題として考えさせていただきたいと思っております。

あと、ボランティアの状況でございますが、ボランティアについては、社会福祉協議会のほうが所管をしております。平成27年度の状況でございますが、41団体、549人の方が登録をされておまして、うち高齢者関係のボランティアにつきましては6団体、障害者の支援団体につきましては、9団体というのが、実態でございます。

今後、介護保険に絡んだボランティアでございますけれども、こちらのほうは、現在、福祉課のほうで進めさせていただいておりますが、平成29年度で、いきいき元気サポーターの養成講座を開いたり、学習サポーターの養成講座を開催する予定であります。

また、介護予防のボランティアスキルアップ研修ということで、地域包括支援センターのほうでの開催も予定されて、ボランティアの育成に努めていく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ボランティアは、41団体、549名が登録しているということでございます。

介護のほう、また、ほかのほうの団体も、障害者、高齢者の団体等もおるわけでございます。

本当に地域の力は大切でございますので、ボランティア活動、また、さまざまな教室等にも参加を願いたいというふうには思っている一人でございます。

それから、認知症は、2025年には、65歳以上の5人に1人が発症すると言われております。高齢者問題を研究する国際長寿センターが、昨年12月から、ことし1月まで、全市区町村の担当者に当事者の声を生かすための集いの場所があるか調査して結

果、約半数の869自治体からの回答があり、496自治団体の56.4%で、本人たちが集まり、みずからの体験や必要な支援を話し合う機会があるとしております。

家族会の設置も進んでいるようでございます。

ことし2月7日に開催しました幸田町認知症フォーラムで、当事者の丹野智文氏による認知症とともにいきるとの講演を聞かせていただきました。

その中で、自分たちのできることを奪わないでください、周りの人が当事者の力を奪っているとの言葉に反省することが、多々ございました。

そして、住みなれた地域で暮らしていく当事者の集い、家族の集いの必要性も語っておられました。このような当事者の集いや、家族会の設置のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 認知症の家族会の立ち上げということでございますけれども、以前も福祉課のほうで認知症の家族会については、開催をしておりましたが、少しの間、ちょっと休止をしていたということでございます。

本年度は、地域包括支援センターにおきまして、認知症家族交流会を6回開催をいたしまして、家族の方々に対して、前半は勉強会、後半はお互いの悩み等を話し合い、交流を行っているというような事業を展開しております。

参加者は、延べ76名になっております。また、昨年8月からは、若年性認知症カフェを開催をしておきまして、これは、民間事業所が開催しているわけでございますが、町内外の若年性認知症と判断された方と、その家族の方が参加して、月に1回開催をしているところでございます。

当事者の方の集まりというまでは、まだ、いっておりませんが、高齢者の認知症の方とは違う子育て、将来のこととか、経済的な悩み等を話し合う場所として、制度の紹介を行っているところでございます。

また、平成28年度事業として、新たに認知症フォーラムを開催をして、200名を超える方が参加していただきましたけれども、平成29年度は、介護をしている家族支援をテーマに、また、フォーラムを開催する予定でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 本当にこのフォーラムは、感動的なフォーラムでございました。

今、言われました当事者の皆さん、また、家族会。家族会というのは、消滅しているということでございますが、やはり、当事者と家族、やっぱり、それぞれ別々で、これは、きちんと設置をしていただいて、自分たちの思い、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいと、ここは支援をしていただきたい、けれど、これ以上は、手を出さないでほしいとか、それぞれあるかというふうに思いますので、この辺については、きちんと家族会を設置していただくといいかなというふうに思っております。

それから、若年性のカフェ、それから、新年度もフォーラムを予定しているようでございますので、この辺についても、きちんと皆さんにも周知していただいて、多くの皆様にご聴講願えるといいかなというふうに思っております。

それから、政府は、2015年に策定をいたしました、認知症施策推進総合戦略で、当事者視点の重視を掲げております。このように国も掲げておりますので、ぜひとも、当事者の声をもっともっと聞かせていただきたいと思う一人でございます。

それから、さまざまなボランティアが、高齢者、障害者の支援のために、養成講座などを受講しております。

その受講料の免除、補助の考え方をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 認知症の家族会につきましては、町といたしましても、御本人ですとか家族、それぞれの悩みを聞くような機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、ボランティアの養成講座などの授業料の免除、補助の関係でございますけれども、今まで、幸田町としてボランティア団体の養成講座というのは、実施をしておりません。

これからでございますけれども、介護用に関する個人ボランティアの研修だとか講座は予定をしておりますけれども、町費で開催をするということでもありますので、教材費の一部、500円程度の徴収というのがございますけれども、負担をなるべく軽減していきたいと考えております。

また、社会福祉協議会が実施しております講座につきましても、これにつきましては、一部負担、先ほどいったような教材費の負担はございますけれども、ほとんどは、その程度の負担で行っていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ボランティアもたくさんございます。その中で、傾聴ボランティアというものがございます。これは、高齢者の人たちのひとり暮らしの方たちに家庭にいったお話し合いをしたりとか話を聞く、そういうボランティアでございます。

この傾聴ボランティアは、県のほうへ出て行って、受講してくるということでお聞きをいたしております。

町ではございませんが、受講だけでございますが、やはり、これも有償であるというふうに聞いております。

さまざまな団体がありますし、さまざまな町に戻って相手に合わせたボランティア等もございますので、この辺は、相手方、ボランティアの方たちが、どのような講座を行って、どのような資格を取ってみえるのかということも丁寧にお聞きを願ひまして、例えば、有償のところだったら、その辺の養成するための講座の費用は、私は見ていただきたいというふうに思うわけでございますので、その辺も団体がたくさんございます。また、資格等もたくさんございますので、その辺は、丁寧に見ていただきまして、幸田町の高齢者のため、また、障害者の皆さんのために活躍していただけるボランティアでございますので、ぜひ、この辺の有償の場合は見ていただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

お考えだけお聞かせを願ひたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 傾聴ボランティアにつきましては、社会福祉協議会でも行っておりますが、これは、無料で行っております。

ただ、今、言われたように、いろんな研修がございます。今のところ、受講ということは、補助制度はございませんが、今後、ボランティアが必要になってまいりますので、そういった内容につきましては、今後、検討させていただくということで、御答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問してまいります。

今回のテーマは、松平墓所の崩壊土塀は三河地震の痕跡かであります。

質問の前提としまして、教育委員会と防災安全課は、本光寺の土塀と三河地震を結びつける紹介文を本や冊子に4冊ほど発行をしております。

ところが、本光寺は、土塀と三河地震を結びつける内容を含む本や、冊子の発行はしておりません。これが不思議だなというふうに私は思うわけであります。

本光寺が何も言わないのに、教育委員会と防災安全課は、三河地震の痕跡だと言っております。

この疑問を解明するために、今回は質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松平墓所の土塀の崩落については、昭和49年発行の幸田町史、平成11年発行の地域史「深溝」のどちらにも記載がございません。

ちなみに、地域史「深溝」の本光寺のところの担当者はどなたかと言いますと、これは、現任職であります。

さて、平成16年に幸田町教育委員会から、「三河地震の概要」というのが出されまして、土塀の崩落説が始まりました。私は、この平成16年というのを、とても大事にしたいなと思っております。

地震が起きてから、約60年過ぎておりますので、一つの新説だというふうに考えております。

それから、10年が過ぎまして、平成27年、教育委員会は、「国史跡島原藩主深溝松平墓所保存管理計画」を発行しました。ちょっと長いので、管理計画と呼ばせていただきます。

この管理計画では、「三河地震」という言葉は、何度も登場いたします。7、8回は出てきます。

土塀については、「三河地震によって崩落した」と説明があります。

平成16年からの新説が、いつの間にか定説になっております。

平成21年に発行されました「深溝本光寺は墳墓の地なり」という中で、東御廟所については、「長年の風雪や地震・水害などの災害により、至るところが崩れている」と説明があります。

要するに、風雪、地震、水害も含めておるわけです。

ところが、この管理計画では、「土塀の過半、大半が三河地震によって崩落した」とはっきりと特定をしております。

さらに、平成26年の「第31回歴史地震研究会」では、教育委員会は、三河地震の被害として、「松平墓所の土塀は全壊した」というふうに述べております。

「長年の風雪や地震・水害などの災害により」と言っていた平成21年とは、大きく見解が違います。ここでは、もう過半とか大半ではなく、ついに、一晩で全壊です。

「一晩で壊滅的な状況になった」として、学会で発表されました。

なぜ、このような表現にされたのか、表現が次々と変わっていったのか、根拠に基づいた見解をお聞きしたいと思います。

また、過半が失われたとは、具体的に、どの土塀なのかについても、お聞きをしたいと思います。お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 松平家の墓所の土塀の崩落に関して、これが、三河地震との関連だということで、年を経てその表現内容が変わっていく、定説が変わっていくのかという御指摘だというふうに思っております。

基本的には、見解といたしましては、平成16年の三河地震の概要や、平成21年の深溝本光寺は墳墓の地なりと、変わっているものではございません。

あくまでも、三河地震以前の長年の風雨、台風等によるもので傷んできたであろうということは、予測をされますけれども、そのような状況の中で、三河地震において、崩れて大きく崩れてしまったということ表現をしたということでございます。

三河地震だけの理由で崩れたわけではなく、あくまでも今までの自然環境の中で徐々に痛み、三河地震で崩れたということ表記をしたいということでございます。

その後では、平成20年8月に起きました、8月末豪雨、この風雨により、さらに土塀の状況が悪化してきたという認識ではございますけれども、根拠に基づいた、こういうことございますけれども、あくまでもこうした地震の被害については、本光寺さんからの聞き取り調査によるものでございます。

過半ということでございます。こちらにつきましても、管理計画の中で、石垣はひずんで石垣の上の築地の過半が失われた等の表現もしております。その中の過半であるとか、大半という言葉でありますけれども、全体の半分を超えているというような意味であろうかというふうに考えますけれども、数値の範囲を明確にあらわす言葉でないという、こういう大きく捉えての言い方であるということでもありますけれども、その割合が何トンあって、どれだけだからというような数値としては、現実の問題としては、捉えたものではございません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 過半、大半については、わかりましたが、最後の全壊という部分についての変化についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 平成26年の第31回の歴史地震研究会、この中において、私どもの職員が、研究会で申した中身でございます。

おっしゃるとおり、一晩にして壊滅的な状況という表現を申しており、議事録的にも残っているということでございます。

こちらにつきましては、確かに、これまでの経過からいきますと、全壊をしている経過ではないと思っております。

こうした防災、学会的な部分も伴って、少し強調した部分があったようにということを思っております。

一晩にして全壊という表現につきましては、少し部分的に強く協調した部分があるというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教育委員会としての統一見解を言っていたかと思うのですが、まさに、長年の風雪によって、だんだん崩れていったよというのから、最後には、全壊だよと、そこまで言いたい放題という部分が、統一見解として何があるのかという部分をまとめてほしいなと思うものですから、また、次のときをお願いをしますが、土塀の崩落が、なぜ、この東御廟所に集中しているのか、西御廟所とか、隣の三光院とか、もっと近くの長満寺などの被害と比べて、なぜ、その東御廟所に集中したのかということについてお聞きをしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この東御廟所のみならず三河地震の被害が集中しているというわけではないと思っております。

西御廟所のほうには、コンクリートの塀がございますけれども、この土塀が倒壊をしたため、このコンクリート塀をつくったというようなこと等も含めて、被害は広くあったというふうには認識をしているわけでありましてけれども、当時の震災被害状況調査書の中には、長満寺さんなども一部被害があったと報告をされています。

しかしながら、近隣神社仏閣等の被害については、特段の調査は実施はしておりませんので、比較検証ができないものでございます。

そうした意味においては、ここの御廟所の部分のみのことを、表記をさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほどの答弁をいただきましたが、土塀の崩落については、三河地震だけではないよと、そういう見解であるというふうに言われましたけれども、幸田町が発行しているいろんな冊子、本を合わせて、その写真の説明を見ると、これは、全部、三河地震による土塀の崩落というふう限定して書いてあります。内容説明についても、同じことです。

どこに、その一因だよなんていうことは、一言も触れていない。全部特定されております。これは、平成16年からそうです。なぜ、そうなったのか。平成16年以前と変わったのか、そのことについて、詳しくお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 基本的な考え方は、長い間の風雪の中で、そうした風化があって、大きく土塀が崩れた原因となったのが、三河地震であって、その後に、平成20年8月末豪雨が後から押したというような見解のもとでやっているわけでありますけれども、いろいろな冊子、あるいは、写真の下で補います部分において、やはり、この防災的な意味も含めた表記の中で、三河地震において、数行という制限もあったというようなことも含めて、そうした表記をしてきたということで、統一的な見解に基づいた書き方であることの御指摘については、深く反省をすることでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 御存じのように、この三河地震は、深溝、特に、市場区と逆川区では、多くの家が倒壊をしております。

地震の波の伝わる方向によって、倒れる方向というのがございまして、ほとんど、例えば、市場区で言えば、ほぼほとんど東向きに倒れております。

ところが、本光寺の土塀は、東西南北、四方八方張りめぐらされておりますので、どこからどっちの方向へ地震の波が伝わったのだということから考えれば、土塀の倒れ方が四方八方であるということでありますので、これは、三河地震の影響かというふうに断定することが難しい、その辺についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 地震によって土塀が崩れたということにつきましては、本光寺さんからの聞き取り調査によるもの全てであります。もちろん崩れた瞬間を目撃したわけではなくて、また、本震なのか余震で崩れたのかということも含めて、文献等がありますればいいわけでありますけれども、今のところ、そうした文献等もないわけでございます。

また、本当にどのように崩れたかということについてのものについては、文献等はなく、あくまでも聞き取り調査によるというものでしかありません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 本光寺さんからの聞き取り調査を言われております。その聞き取り調査をされた本光寺さんは、震災当時、何歳何カ月くらいだったのだろうかと、今、70年過ぎておりますので、具体的に何歳くらいだったのだろうかとというのが気になりまして、私の歳で言いますと、私が18年生まれの11月ですので、震災当時1歳半です。本光寺さんは、私よりも2つぐらい上ではなかったかなと思うのですが、そうすると、3歳半か4歳かなと思うのですが、その方の証言が全てなのですよ、今回、三河地震云々と、ちょっと歳がわかりましたら教えていただけますか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 現住職は、昭和15年7月生まれでありますので、昭和20年1月の地震時には、4歳6カ月ということで、他の証言もということであるかと思いま

すけれども、地域の人たちが、そういうお話をされておったりということは聞きますけれども、そのほかに、特に証言者として、確認をしてきたというものではありませんけれども、本光寺さんで歴代語り継がれてきたものを聞いてきたということだというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 4歳6カ月の本光寺さんの聞き取り調査をされての話であると、全てここにあると。聞き取り調査をやられた以上は、その検証はされたと思うのですが、または、文書に残してあるとか、そういうことがございましたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） そうした聞き取りが、中身が、全て正確に現場だとか、詳細調査をして、その聞き取り内容が、あくまでもあっているか、合っていないのかというような調査は、してはおりません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、本光寺の土塀が三河地震で倒れたというのは、教育委員会が、当時、4歳6カ月の住職さんののを聞き取ったと、でも、そのことについての検証はしていないと、そういう状態というふうに、私は、今、思っております。

その信憑性云々という問題ではありませんが、現実、そうなんだなということだけは理解できております。

現在、東御廟所の土塀を支えている石垣、中には、石がずれているのも随分あります。膨らんでいるのもありますし、石が外れているような石垣もあります。

ところが、注目すべきは、三河地震で崩れたと紹介している土塀の下の石垣部分は、ひずみさえありません。石組みは一直線で、しかも垂直です。全然、動いていない。素人から見ると、上の土塀がどさっと崩れたのですよね、一晩にして壊滅的ですから、下の石垣は何ともない、地震の揺れとはこういうものかということ、ちょっと不思議に思っております。

崩落した土塀が、民家の土塀のように薄くて建ちの高いものであれば、それは、可能性がありますが、御存じのように、とても肉厚で重心も低い、どっしりとした土塀です。石垣は、その上にある土塀が、地震の揺れで崩壊をするとき、土塀が崩れても石垣は何ともない、このことについての見解をお聞きをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうした資料等が何もない部分においては、そうした史実を御承知になられている方からの聞き取り調査というのが、学者の先生方も行う行為の一つの重要なポイントだというふうには聞いておりますので、そうしたものに基づいて、そうした経過をおさえていきたいということからの聞き取り調査であったというふうに思っております。

それから、土塀は崩れても石垣はしっかりしておるよということで、私も見ております。おっしゃるとおり、石垣はしっかりとした熊本の地震もそうだと思いますけれども、石垣はしっかりとして残っておったというような状況があると思いますけれども、これも、先ほど申しましたように、現状という地震が起きた直後の現場をしっかりとおさえ

たもののことはありませんので、石垣も多少はずれておったり、石がはがれて外れているような箇所もあります。影響の大小につきましては、その当時の詳細の状況が不明なためにわからないという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 塀は崩れても石垣は何ともないと、そういう崩れ方をするのが、地震なんだろうというふうに言われますが、水が原因だろうというふうに、私は、思うわけです。それが一般的だろうと、それを説明する場所が、本光寺の土塀の中には一カ所ございます。

それは、70年たった今でも、崩落しそうな土塀があるわけです。我々は、いつも土塀を内側から見るといふか、廟の中に入ってぐるりと見るものですからわからないのですが、外回りをぐるっと回ってみると、すぐわかります。

そこは、東御廟所の山側、東側の土塀の南のふちのほうにあります。今では、約1メートルほどの空洞ができております。一雨降れば、地震ではなくて、これは崩落します。まさにそういう箇所があります。

この空洞は、早目に手を加えないと、数年のうちには、崩落するだろうなと私は思います。

この空洞こそ、まさに自然崩壊の現場です。こうやって崩れたのだなというふうに私は思っております。

本光寺の土塀は、実は、こんな形で長い間の自然侵食によって、今でも崩落し続けているのではないかと思える事例でございます。

教育委員会は、この場所の状態は承知しておられると思いますので、御意見を申し上げます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今、御指摘いただきました場所については、承知をしているところであります。

土塀の空洞化につきましては、今、おっしゃっていただきましたように、地震だけではなくて、内部がむき出しの状態に風雨にさらされてきたこと、自然環境の変化、環境の変化によって、徐々に流れ出ていってしまったという結果であるというふうに思っています。

この状態のままでは、水害での崩落の危険性が高いということで、危惧をしているところであります。

その対応につきましては、国の史跡ということで、安易に建てかえができるものではないわけでありまして、今後の整備計画の中には入れて、計画たてをしながら、修復をこれから考えていこうとする場所であるという認識は持っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そもそも昭和20年1月13日の三河地震で、松平墓所の土塀が全壊するほどの大きな損傷が、本光寺にあったかという原点に立ち返ってお聞きをしたいと思います。

地震発生の4日後、幸田村長は、額田地方事務所長に宛てて、震災被害状況調査書と

いうのを提出をしております。これは、幸田町史の中にも載っております。

この調査書の中で、寺院関係の被害として、深溝の長満寺と円超寺これ、市場にある、の一部が破損したとありますが、本光寺については、記載がございません。要するに、調査報告書の中に、1月17日、発生当時の17日に調査して結果では、本光寺の記載がない、これは、本光寺においては、震災被害は確認されなかったと読み取れますけれども、このことと、幸田町教育委員会の認識、特に、一晩で壊滅的な状況になったというような認識とのこのずれについて、お伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 昭和20年1月の額田郡地方事務所に提出した中において、本光寺についての記載が、被害がないというような、被害に関しての記載がないということについては、承知をしております。

その内容からしてみると、主な建屋に倒壊等の決定的な被害がなかったために、報告をされなかったのかどうかなどについては、現在においては、確認ができませんので、定かな中身というふうには言えない部分もあるのかなというふうに思います。

先ほど、一晩で壊滅的などという部分との関係につきましては、一晩で壊滅的ではなかったというふうには思っておりますけれども、昔のそうした報告の中でも、やはり、裏づける根拠がはっきりとしたという部分については、判断が難しい部分があるなどということも思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、幸田町史の話をしましたけれども、今度、地域史深溝、これは、平成14年ぐらいにできたと思うのですが、この中で、深溝小学校の学校日誌の記録というのを載せております。この学校日誌の記録によりますと、震災の4日後、16日には、里地区の長満寺、松林寺、三光院で小学校の授業を行うことを決めたと、本光寺でも合わせて事業をやりますよと、これは、授業は22日からやると、震災から9日たったときには、もう深溝小学校はつぶれておりましたので、里でやるのだと、こういうふうに決まると、実際にいっております。

この三河地震のその当時の余震の記録を見ますと、14日、震災の次の日、これは、大きく揺れたのが2回、小さく揺れたのが10回、15日は5回、16日は6回です。余震の続く中で、小学校の1、2年生という低学年の教室を、本光寺に選んだと、当時、ほかは、三光院とか長満寺、高学年はいつているのですが、低学年、1、2年生を本光寺に選んだのです。

それは、なぜ選んだのかというと、それは、当然、被害が少なかったのではないかとということが予想されます。

これほど、被害が少なかった本光寺が、それにしかも余震が続く中、あえて1、2年生の教室にしたのはなぜか、これは、説明がつかないですね。今の段階でいいますと。この保存計画の中でも、余り被害がなかった様子という言い方とか、若干、傾いたというような説明がありますが、隣の東御廟所の中は、もう壊滅的な状態だと、土塀は全部倒れて、石灯籠も倒れたという記録が入っています。これは、余りにも違うのではないかと、常識的には、隣の墓所の土塀被害はなかったと思うのが当然ですが、この辺につ

いての昭和20年の地震直近の記録と、なぜ、違うのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 本当に核心の部分は、そのときに、本当に記録として定かなものが残っておればいいわけでありませけれども、本光寺と同じく授業を行った長満寺さんについても、額田の地方事務所へ提出した調査書について、授業をやっていたけれども一部破損があったというような記述もありますし、被害があった長満寺さんが授業をやれたことが、これをもって被害がなかったということも、なかなか裏返しでいうことも難しい。

本光寺さんから聞き取った話によれば、本光寺さんの本堂も傾きが生じているよといったことは聞いております。

ですから、それと土堀の崩落との因果関係は、そうした研究資料、調査資料等のないわけでございますので、あくまでも聞き取りだけによる情報だけしかない部分において、しっかりと明白なことが申し上げられない状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 当時の記録、当時の報告書には、このようなことが書いてあると、これは、事実でございますが、それであった、なおかつ、その当時何歳かの住職さんからの聞き取り、それが、真実で伝わってくるということに、ちょっとその疑問があるのではないかと思うのですが、教育委員会ですので、これは、教育委員会が調べる責任があると思うのです。自分たちが発行している本の内容ですから、自分たちの本の内容が、何も調べていないと、ただ、そういうことを聞いたから載せたと、それはまずいですよね。

ですから、教育委員会が発行した、例えば、総合報告書とか管理計画というのは、きちんと書いた以上、責任を持つべきだと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育委員会が発行するというものの内容についての責任はもちろん、最初から意識をしてそうしたものの発行をすべきだという認識はもっております。

しかしながら、地震学者ではなく、精通したことを教育委員会として調査をし、それを学識的研究図書として出すかという部分までにはまいりませんので、専門家の知識をお借りをしながら、それから、史実を探る上では、そうした先人の方々のお話を聞き取りつくっていくという、現状の今の考え方を記してきて歩んできたところであります。

状況は、御理解をいただけたと思いますけれども、そうした過程の中において、今後においても、やはり、責任を持った形でものの考え方はもってまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 最近では、この土堀崩壊は、三河地震の史跡となりまして、公的な機関やインターネットでも取り上げられております。

幸田町が、地域防災ハザードマップで取り上げて、愛知県の防災、減災サイト、名古屋大学減災研究センターなどの公的な機関も、三河地震で崩れた土堀として紹介をしております。

今では、西深溝にある深溝断層よりもはるかにビジュアル的ですよ、もう一目ですよ。震災被害としては、もう一目瞭然です。こんなすばらしいものはないというような形で取り上げられていっております。本当にそうなのか、本当にそういう被害があったのかという部分が、教育委員会は、それを全然、聞き取りだと、単なる聞き取りだと、証拠もないと、何も無い中で、これをどんどん推し進められて、ついには全壊までいってしまった。そういう状態でございます。これが、学術的に、本当ならば、松平墓所は、国の史跡でもあり、三河地震の史跡ともなりますので、まさに注目度アップです。

ここで伺いをいたしますが、今度は、ちょっと防災のほうに振らせていただきますが、管理計画の中で、防災安全課は、史跡内の三河地震の痕跡を地域防災ハザードマップに掲載すると言っておられますけれども、史跡内の三河地震の痕跡とは、どの部分を指すのか、それが、三河地震の痕跡であるという根拠について、教育委員会の受け売りではなくて、防災安全課として、見解を求めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 防災安全課のほうでは、この地震防災ハザードマップ、こちらのほうに地震のつめ跡として深溝断層や、本光寺などの写真を掲載しているというものでございます。

この中で、東御廟所には、三河地震で倒壊した筑地塀が現在も残っておりますというふうに記載をしております。

御質問の史跡内の地震の痕跡とは、倒壊した土塀を指しているというふうに考えております。

また、このハザードマップへの記述の根拠についてでございますが、防災安全課といたしましても本光寺の住職への聞き取りなどに基づいて、生涯学習課にも確認をした上で作成をし掲載をさせていただいているというものでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 全てが、全部が、要するに住職からの聞き取りがということばかりですよ。それ以外の根拠がない。それ以外の資料も出てこなければ、写真も出てこない。近所の人々の聞き取りも入っていない。とにかく本光寺に住職の聞き取りによりです。これは、いつごろ聞き取りをやられたのですか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 聞き取り日につきましては、平成26年9月3日であります。

聞き手は、私どもの学芸員、話し手は、本光寺の現住職、悦章氏と悟裕氏であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 平成26年9月3日、最近ですよ。平成16年には、この深溝の松平墓所のこれが三河地震で倒れたというものを出示していますよね。三河地震の概要という中で、そのときの根拠はどこだったのですか。最初、ちょっと言われなかったのをお聞きをしますが。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 当時の聞き取り日等についての、ちょっと詳細については、今、

掌握をしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに、聞き取りをやりましたと記録もない、どこか国でも問題になっているようなことだと思いますが、そういう状況で、これが、今の国史跡島原藩の保存管理計画の中に入ってくるのです。その中に登場する言葉を、今、使って引用して質問しているわけですから、まさに、予算にもかかわってくる問題だし、あの松平墓所のあの土塀については、三河地震のものだというレッテルをはった形になっていくわけです。それが、本当かどうかというのを調べる義務は、これは、本を書いた教育委員会にもあるはずですよ。検証すべきことは、検証もしないで聞き取りただけで、それで済まそうとするのは、これは、ちょっとおかしいかなと思うのです。

本光寺が、三河地震による被害の文章や画像に残さないばかりでなく、本や雑誌にも載っていない。本光寺は、あの土塀が三河地震で倒れましたということを、聞き取りましたというのは、これは、幸田町教育委員会です。でも、倒れましたとっていないのですよね、本光寺は、一言も言っていないし書いてもない。

でも、教育委員会だけが頑張っている。倒れたと言っているのです。その根拠がない、その辺について、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 当時のこういう諸説の大もとになったその聞き取りのものがお示しできれば、今、言った部分についての解消できる答弁になるというふうに思っておりますけれども、やはり、当時は、この三河地震によるいろんな情報も三河の中でも深溝の部分は少なかったと、それから、写真についても、その時代において全く残っていなかったというようなこと等もあり、平成2年に倒壊をした西廟所の大家の崩れたときも片づけに精いっぱいであって、その倒壊の様子を撮る余地もなかったというようなこうした時代背景の中において、崩れた直後の土塀の写真を撮影しておけば、もちろんいいわけではありますが、そうした状況ではなかったということ等を含めて、情報がもし今後出てくる可能性もありますので、今の段階では、そうした聞き取りしかないということをもって、こうしてお話をさせておいて、少し信憑性もいかがということをおっしゃられることもよくよくわかるわけではありますが、この時代経過、変化の中で、そうしたものが改めて出てくるようであれば、そうした史実等に従っての解釈をまた改めていくことが可能でありますので、現状については、今の状況をお含み取りをいただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その今後は、新しい事実が出てくればではなくて、これは、平成16年から幸田町の教育委員会が、本光寺の土塀は三河地震で倒れましたと言ってしまったのです。それまでは言っていなかった。16年前に戻せばいいことなのです。言わなかったと、言い出してしまったものですから、後に引けないものですから、いろんな計画から、ありとあらゆる大学から、いろんなマスコミまで、あれは、三河地震のせいだと言いまくっています。だから、そうなってしまっています。潰しようがない。じゃあ、それを認めるかということが、今の問題なのです。もう一度、教育委員会は謙虚になっ

て、あのとき、16年前の三河地震の概要という、あの薄っぺらい、わずか6ページの冊子を出したのは誰なんだと、誰が監修したのかと、あの段階に戻って、もう一度、謙虚に深溝の土塀はどうだったのかと言えればいいと思うのです。

もう少し、教育委員会の謙虚さが欲しいなというふうに思っております。

昨年8月の保存整備委員会の議事録を読ませていただきました。その中で、委員長が言っておられます。土塀の崩落について、疑問を持つ地震学者もいると指摘されております。確かに、保存整備委員会の中には、地震学者がいないと、要するに、地震についての学者が一人もいない中で、あれは、三河地震のせいだと言ってしまったものですから、そのまま通過してしまったのです。それは、委員長、サカヅメさんですか、そういうふうに言っておられます。

昭和20年1月13日、当時の住民は、その1カ月前の東南海地震の余震におびえておりました。そして、空襲です。物すごい空襲があった。これにおびえておった時代です。まして、そういった時代でありまして、墓所は管理計画によれば、関係者以外は入れなかったと書いてあります。要するに、戦中は関係者以外は、あの松平墓所は入ってはいけないのだという関係者以外ですとあったのですから、教育委員会はどのようにして、この土塀が三河地震で崩落したとする学術的な資料を手に入れられたのか、その資料とは何かということをお聞きをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学術的資料があるから、そういう根拠に基づいてということでございますけれども、先ほどから申しますように、直前、直後の写真データ等の資料もございません。ありますのは、聞き取り調査に基づくものだけということになります。

あればもちろん議論を進んでいくわけではありますが、そういう状況でありますので、御理解を頂戴したいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 聞き取り調査のみが、唯一の根拠と、当時6歳の方の聞き取り調査が唯一の根拠であるということが、よくわかりました。

これ、三河地震ではなくて、台風などのほかの自然災害ではなかったかということについての見解はなかったのですか。やっぱり、三河地震だけですか。その点についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） その辺の本光寺の土塀崩落に関する調査等の資料というものが、しっかりと確認もできていない部分もありまして、今、おっしゃっていただいたように、地震以外の自然災害による影響があるのかなのか、そうしたことについても詳細のところまでは、承知をできていない状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほど言いましたように、本当の地震学者が、その委員会の中に入っていないという中で行われてきてしまった、聞き取りも、今、言ったような現状の中で、聞き取りをそれは正しいという前提のもとに進んできたというのが、今回の保存計画だなというふうに私は読んでおります。

思い返しますと、教育委員会が捨石川の堰堤を取り上げて、これが三河地震の段差だということを説明をしていただいたのがあります。あのとき、私は、これは、違うよと、これは、もうスタップ断層だというふうに新しい名前をつけたのを覚えておりますが、そんな気がしております。

あのときは、ちょっと回答もうやむやな部分でしたが、引き返して、平成16年よりも前に引き返した段階で、あれをもう一回再検討してみようというふうになると、これは、もういき過ぎていますから、今さら教育委員会は戻ることもできないだろうと、そこまできちやっこしているなと思うのです。整備保存計画までできてしまっていますから、そういうふうになっておるとは思いますが、でも、これをこのまま、そのまま、あれが三河地震による土塀崩壊ですよと、レッテルをはって観光客を呼ぼうとか、いろんな社会見学者をふやそうとか、いろんな計画が、その保存計画の議事録の中には載っていますよね。そういう形で、本当に呼んでいいのかと、あの土塀は、これは、三河地震で倒れましたよと、深溝断層ということはありません、ここで見てください、それでいいのかという部分が、これは、やっぱり、教育委員会としての立場かということが気になるものですから、どんないろんな資料の提出もございませんので、その要求はできませんが、そういった意味で考えると、今後、どういうふうな立場をとられるのか、そのまま、あれは三河地震による土塀崩壊ですよという統一見解で頑張っていくのか、16年よりもちょっと前に戻ってみようとするのか、この辺についての見解を教育委員会としてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうした史実というのは、答えというのは、1個だけというのは、必ずないというふうに思っていますし、時代経過の中からは、史跡が風雨に耐えながらこう来た中で、最初に起きた三河地震というのが、土塀が壊れる、一番大きな災害であったという時代経過の流れと、それから、その後にもあった台風等の、こういうことの現状まで流れてきたものをおさえてきたものとして出してきた、これが、幸田の公式見解でというような形で決めかねておるわけではありませぬし、先ほど申しましたように、いろいろな史実が、いろんな学者の先生から出てくることも当然あり得ますし、情報というのも新たに出てくるということも含めて、これだけが全て、幸田の教育委員会が出した、これが答えだということではないということの御理解は頂戴したいなというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教育委員会も防災安全課もそうなのですが、いろんな資料の中で、そのように発表していますよね、写真をつけて、ですから、もうこれは変えようのない、そこまでいった。

でも、これは一度、謙虚に検証してみる必要があると、検証すべきだと私は教育委員会の立場はあるべきだろうと思っておりますので、その点は、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど言いましたように、本光寺そのものが三河地震だと言っていない、どこかで言っているかもしれませんが、文書として残していない。でも、教育委員会だけが先走っ

ていつている。これが、現状だろうというふうにするものですから、その辺のところは、一度、反省されるべきことかなと自分では思っています。

最後に、三河地震で崩落した土塀という、このキャッチコピーを、町の公式見解として今後も使われていくのかどうかについて、町長の答弁がいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから中根議員は、ずっと自分の持論というものをお話をされていて、中根議員は、随分研究をされていて、これが、本当かなという気もいたしましけれども、私も教育部長の知っているもの、これも本当だなというふうに思っています、私の公式見解何て恐ろしくて言えるものではないです。歴史的なもの、私も生まれておりませんし、その内容につきましては、全然、私は、家が傾いていたぐらいのもので、子どものころに地震で、そのぐらいのことぐらいしかわかりませんが、この内容につきまして、公式見解と、いろんな今から写真とか、いろんなものが出てくるかもしれません、それに基づいて、あるときに修正しなければいけないときがあるかもしれませんですけれども、現状では、この見解をいきたいというふうに思っていますので、公式見解という形ではなくて、仮の見解、そのように思っていると、現在は、そのように思っているということで、御理解をいただきたいと思ひます。実際のところ、写真でも出てくれば一番いいことだと思いますけれども、中根議員がしっかりと研究されているということは、十分よくわかりました。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます、2件について、順次、質問をさせていただきます。

まず、ごみ袋の大幅値下げについてであります。

地方自治法第227条は、自治体の事務で特定のもののためにする手数料を徴収することができる規定をいたしております。

つまり、特定個人に対する事務は、手数料を徴収することができる、こういう規定であります。

任意の規定なのか、それとも、これは、強制をされる規定であるのかどうか、まず、その認識について答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） この規定につきましては、手数料を徴収することができるという規定でございます。

強制か任意ということでございますけれども、正確に言うという問題でもございま

す。これは、私的には、どちらにもとれるのではないかなとは思いますが、しかし、あくまでもごみを地方公共団体の自治事務であるごみの収集でございますけれども、その中で、自家処理ができずに排出する個人のためにする事務ということで、この特定のものに提供する役務に対する費用ということで考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの中では、すかしが入っている。答弁要旨は多分つくられております。だろーと思えますけれども、地方自治法は、先ほど申し上げたとおり、手数料を徴収することができる、この解釈について、どうなんだと、要らないことは言わなくていい、この規定は何なのか、強制される規定なのか、任意な規定なのかということです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 手数料を徴収することができるという強制ということです。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、中学校しか卒業しておりません。あなたは、それよりもはるかに高い学歴を有していると、どこに強制することができるという読み方ができる。徴収することができるということは、反対側としては、徴収しなくてもいいですよという反対語の関係ですよ。違うか、することができますよ、しかし、しなくてもいいですよという意味合いが込められているということが、強制という言葉に何で読みかえることができるのかということなのです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） できるという、できる規定ということでしょうか。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私に聞くな。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） では、徴収することができる規定でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） できる規定は、任意ですか、強制ですか、こんなのは、たらいのふちを何回も回るようなことはどうもならないと。こんなことはわかっているわけですよ、わかっているでもそれを言わなということが、あなた方の今、これから話をします、質問をしますが、その中に入っていくから、困ったなどと言っているだけの話、私は、この法の解釈について、あなた方は、どう解釈しているのか、任意なのか、強制されるものなのかということなのです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） できる規定でございますので、できることではございますが、幸田町においては、強制ということでもあります。

地方自治法でいいますと、できる規定になっておりますので、地方自治体の任意の規定ということかと思えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） かと思うのではなくて、それしか読みようがないわけです。だから、

この先、来ることを想定しているから、危ないなということだけで腰が引けている。そうじゃなくて、この法の規定は、できる規定ですよと、できる規定とは、強制というふうに読みかえるのですよというのが、あなたの認識でしょ。できるか、できないかという選択肢の問題です。できないということになれば、強制です。できるというなら、選択があるから、あなたの任意ですよということなのです。

そうしたときに、幸田町のごみ処理手数料、つまり、ごみ袋代は、任意なのですか、強制ですか。これは、一つは、先ほどの227条の規定による行政上必要な事務、つまり、ごみ収集は、行政上必要な仕事ですか。必要ではない仕事ですか。答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ごみ処理につきましては、運搬及び処分が普通地方公共団体の自治事務でありますので、自治事務で町がやるべき仕事ではございますが、それ以上のものもあります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それ以上というのは何ですか。申し上げたとおり、ごみ処理手数料は、幸田町の必要な仕事、つまり、自治事務ですよと、自分たちの責任において、仕事をしなければならぬ事務ですよ、その事務にかかわって手数料を徴収してはだめですよという行政実例がありますよね。どういう内容ですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 昭和24年3月14日に、地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料を徴収できないという行政実例があります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたのおっしゃるとおり、行政実例として、227条に掲げる手数料は、自治体の固有の事務としてごみ処理手数料が、ごみ処理は、自治体の固有の事務ですよと、その固有の事務にかかわって手数料を徴収することはまかりならぬと、若干、解説しましたけれども、これが、227条の規定ですよ。そうしたときに、じゃあ、我が幸田町は、どう対応されておるのか、答弁がいただきたいです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） しかし、この特定のもののためにする事務については、手数料徴収することができます。

例えば、個人の要求に基づき、その利益のために行う事務、このごみと住民票の発行が一緒かどうかという伊藤さんとの議論はあるかとは思いますが、このごみを自治事務であるごみの収集及び適切に処分をする上において、自家処分できずに排出する個々のためにする事務としての性格もありますので、ここに役務の提供と受益者との間に、それぞれ対応関係があり、個人的に特定することが可能であるということで、この役務に対して手数料を徴収することは、手数料の概念の域を越えるものではないというこの例もありますので、幸田町では、これを行っているわけでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 無理に無理を重ねると、それはぼろがぼろぼろ出てくる。あなたの

今の自家処理できない人だよということを言った。だけど、ここでいうところの特定個人に対する事務というのは、自家処理ができようとできまいと、その人が自家処理が例えば、できないよというものを特定個人ということにしますと、幸田町のごみ処理というのは、自治事務でなくなってくるわけです。

そういうことを含めていくなれば、自治事務として、幸田町がごみ処理としてごみ袋の購入を前提にしたごみ処理行政を進めているときに、この自治法上の227条のいうところの解釈は何ですかということなので、要は、無理無理なんだと、そこら辺の認識をお伺いしているわけです。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 家庭のごみにつきましては、全ての家庭から出てくるものであります。これを伊藤議員のいうように、収集することは、特定のもののためのという要件ではないのではないかと、ごみの収集に手数料を徴収するのはおかしいのではないかとこのことと思います。

しかし、住民が家庭のごみを収集場所に出すことによって、住民からの要求に応え、町がそれを処理するということとなると、私は考えますので、また、そのごみの量が、家庭によって異なるのでありますので、それぞれの家庭の利益のために行う事務というふうに評価することができると思ひ、特定のためにする事務であると考えてところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長と全く一緒のスタンス、へ理屈、は理屈も理屈のうちと、要は、あなたの言われるのは、住民要求に応えるものだというふうに、私は考えております。あなたがどう考えようと、考えまいと、そんなことは勝手です。幸田町には、法令執務の原則というものがある。憲法を守り、地方自治法を守り、条例、規則を守るという点からいったら、あなたがどう考えようと、それは、あなたの勝手でしょ。しかし、法によって任意のごみ処理手数料、これは、あくまでも自治体が自治事務としてやらなければならない事務ですよ、その事務にかかわって、手数料を住民に強制転嫁してはいけませんよと、こういう流れですよ。まず、その流れについて、確認をしたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 住民全員に対するサービスの基本的な部分につきましては、手数料を徴収することはできませんけれども、排出するごみの量は、各家庭によって異なるものでありますので、その排出量に応じた手数料を徴収することは、特定のためにする事務の要件を満たしていると考えられるものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） しかし、そこまでいくと、どんどん落ち込んでいくぞ。特定、全部、例えば、4万人としましょう。全部の町民が4万人がごみ袋を買って、ごみ袋を出している。そんなものやるわけではないじゃないか。全員じゃない。もっと逆な言い方をすると、あなた方の窓口にも来られた。つい最近、環境課の窓口に来られた町民が、事情があって町内会、つまり、行政区から抜けたけれども、県下で2番目に高いごみ袋に入れたごみ袋を収集できないということについて、抜け出た行政区から、おまえ勝

手に出すなよと、出したって、俺は、収集しないと、こういって行政区のほうから脅しをかけられたと。こういうことで、環境課はいいのかと、こういう相談がありましたよね。そこら辺は、どういうふうに対応をされましたか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） そういう話を聞きまして、そのような対応をしたのかどうかということを知りたいわけですが、環境課の職員に聞いても、そこまでは記憶にないということでした。

ただ、地元の曜日があります。ごみの出す曜日とか、出し方を守ってやっていただければいいかと思いますが、ただ、当番で地元の方が立っていますと、そういうこともあるかなと、少しは考えるところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 肝心なことはごまかして、そうじゃないでしょ、環境課の職員は、明確に答えているのです。あなたの今言われたように、それぞれの行政区におけるごみの収集所には、区の中でそれぞれ周り番を決めて、立つ人がおられますので、区から抜け出すと、その周り番から外れますと、外れた人が、ゴミ袋をもってきたって、収集なんかするかと、こういうことなのです。それは、できませんよということが、あなた方の対応ですよ。都合の悪いことは、オブラートに包む、あなた方はそれでいいかもしれないけれども、対住民にしたら、区を抜ける、あるいは入る、あるいは入らないよというのは、本人の自由なのです。行政区に身を置かないという人が、今、だんだんふえてきている中でどうするかというのも行政課題の一つだけれども、現実には、行政区に入っている、入っていない、抜け出したという基準があるのかなのか。それは、ゴミ袋の中に書いてある。私は、区に入っております。私は、つい最近抜けました。私は、区入りしておりませんよと、そういうことが書いてあるのか。そうじゃなかったらどうやってやるの。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ゴミ袋には、そういうことまで書いてございません。地元でそれぞれの地区によるいろんなやり方で協力してやっていただけるといところでございます。

ですから、区の中で、抜けたから、抜けないからといって、そういう問題につきましては、そういう人のためには、一応、ほかに一カ所、拠点収集場所というのがございますので、そういうところを、また、そういう人の場合には紹介していきたいとは考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 拠点はあると、しかし、行政区には、決められた週2回の収集日がある。収集日以外に拠点が、また、別の曜日で収集されるという、そういう拠点ですか。ここにもってきたのは、あなたは区に入っておりませんから、こっちいきなさいよと、これが拠点ですか。そんなばかなことあるか。そうじゃないのだよ、きちんと説明せよ。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 拠点というのは、区のそれぞれにある場所でございます。

あと、1カ所、全町的に受け入れる箇所は、坂崎の中部保全というところに1個設けております。

ただし、場所が場所、遠いそこしかありませんので、なるべく区のほうでその決められた曜日出していただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、行政区に入っているか、入っていないのか、抜け出たのか、それが、ごみ収集の基準ですかということなのです。事情があつて抜け出た人が、環境課に相談にきたら、いや、それは入ってもらわないと困りますし、また、ごみ収集はできませんよといって、区のほうの役員から言われたけれども、どうなんだと、入ってくださいよと、こういうあなた方の対応なのです。

だから、それがいいのか、悪いのかということをお伺いをしている。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） ちょっと、先ほどのことは訂正をします。

拠点徴収は、分別ごみだけでしたので、どうも済みませんでした。

可燃ごみにつきましては、それぞれ区の曜日と、ところでやっておりますので、そこでやっていただくということでございますが、なかなか入る、入らないで、地元の役員さんたちの心情としましては、入ってもらわないと出してはいけないということを使う場合もあるかと思いますが、なるべくルールさえ守っていただければ、それぞれ各地区で出していただきたいということをお願いをしていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、そのことを、窓口で言われた住民の方から、どういう行政なのかと、俺たち1枚45円で買っているのだぞと、このときに、あなた区に入っていますか、出ましたか、これから入りますかなんていうことが、買うときの基準か。

あるいは、ごみ収集に、集積所に出すときに、立ち番で区の人が全部おつたら、区の人だって全部知っているわけないでしょうが、それをそういう対応をするということは、いろんな問題が出てきますよということを申し上げて、次に、要は、特定個人に対する強制されないごみ袋代を支払って、購入したごみ袋でも、そういう対応がされる。

それでは、先ほど申し上げたように、ごみ袋の購入と、ごみ袋を使って幸田町の可燃処理をする、その仕事は、どういう法的根拠に基づいて行っておられるのか。

それと、もう一つは、ごみ処理手数料という名前で、ごみ袋代を払うという点は、どういう兼ね合いがあるのか、合理的で説得的な説明をしてください。ああでもない、こうでもないと言っていてもしようがない。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 区の問題につきましては、地元の区長さんたちにもちゃんとルールを守って出していただければ、それぞれまたお願いをしますということで、また、やっていきたいと考えております。

あと、先ほどのことでございますけれども、廃棄物処理法にのっとりながら、幸田町の場合においては、家庭ごみを手数料を上乗せをして、45リットル45円で処理をし

ているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そう先回りしていくと、私も、やりやすいなと思うわけけれども、そこへ先回りをする前に、私が申し上げたのは、要は、有料のごみ袋を買わなければ、幸田町は、行政上必要な事務として、ごみ処理をしている。そのごみ処理の経費を、住民に負担をさせるけれども、なぜ、ごみ袋を有料化するのかといたら、廃掃法だよと。廃掃法は、そんなこと書いていない。自治体の責務としてやりなさいよと、住民はそれに協力しなさいよと書いていないけれども、要は、善意で解釈すれば、協力イコール金銭負担ではないですよ。そこら辺をきちんと説明をしていただきたいと思います。何遍も申し上げている。

法令執務に従って、行政事務を行っていくのは、あなた方の当然の仕事なのです。だからこそ、公権力として権力が与えられている。つまり、役人になれば、上から目線で、親方日の丸で、ひいくれはらへりでやっていたらあかんよと、要は、法に基づいたきちんとしたことをやってくださいよということを言っている。その中の一つとして、ごみ処理の費用として、住民に手数料を徴収することの是非の問題について、再度、答弁がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 廃棄物処理法の平成11年に廃棄物処理法が改正されました。改正する前までは、6条の2項の第6項に、市町村は、当該市町村が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分に関して、条例で定めるところにより手数料を徴収することができるという規定がありましたが、これが、平成11年の改正で、この条文が削除されてしまいました。それにより、今の伊藤議員の言うような論議になってきたというふうに、私は。

ということでございますが、それについて、2004年のこの中央環境審議会廃棄物リサイクル部会というところで、この環境省と。

間違いました、2005年6月の全国廃棄物リサイクル主管課長会議で環境省と総務省の統一見解というのがありまして、地方分権一括法では、手数料徴収に関する地方自治法の規定と重複する個別法令上の規定を原則削除するという、法令上の整備を行ったことについて、市町村が従来どおりごみ処理手数料を徴収することが可能であることに変更はないと、すなわち有料指定袋制を定めた条例によって、ごみ袋手数料を徴収することは、法の規定に違反しないという、この見解があったということを聞いております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、もっと私のほうから、あなたに助け舟を出すけれども、行政実例はあかんよと、しかしこの問題について、あるまちの住民が裁判を起こして、1審、2審、最高裁までいって、結局、しょうがないじゃないかと、おさめろよという、こういう判決が出たのです。だから、確定をしたということだけの話で、じゃあ、自治法上の227条のいうところのそれぞれの市町村の固有事務にかかわって手数料を取っているのか悪いのかといたら任意ですよと、こういう規定なのです。

ですから、今、ごみ袋については話をしているけれども、ごみ袋以外の関係では、そ

それぞれの市町は全部違う対応をしているのです。任意規定だから、そういう上に立って、じゃあ、県下54の市町村、県下54の市町村のうち、ごみ袋を有料化している自治体の数は、どれだけですか。

幸田の場合は、大体、全体でいけば、大が45リッターの容量と、それぞれの市町は、若干のばらつきがあるので、ごみ袋の大と称されるものの40リッターから45リッターの一袋の値段は幾らなのか。一番安い自治体、そこから5位までの自治体は、どことどこと、そして、その値段はどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 可燃ごみの袋の値段でございます。

1位が常滑市、45リッター50円、2位が幸田町、45リッター45円、3位が、ここは上乗せがしていないわけなのですが、これは、30リットルの豊根村、ちょっとこれは省きまして、この次が、6位の犬山市が、45リッター30円ぐらいで、全54市町村のうち、14市町村が上乗せを行っております。

また、全市町村、豊橋が去年の4月からですが、指定袋ということになっております。環境省は、この指定袋は無料だと言っておりますが、有料の指定袋ということで、愛知県中全部指定袋ということになっております。

○議長（浅井武光君） 答弁者にしっかり申し上げます。

はっきりと物事を言うように、しっかりとお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 高い順というのが、高い順で、今、さっき言ったわけですが、高い順で1位が常滑市。

低い順でいきますと、ただ、指定袋でございますので、とっているところの一番低いところという意味でしょうか。

指定袋は、それぞれ時勢価格になっておりますので、8円から14円ぐらいのところになっております。

一番低いのが、上乗せしている一番低いところが、日進、三好、東郷、これは、35リッターなので、40リッターでいくと、津島、海部、大治、愛西が40リッター20円です。

あと、知立市が、35リッターですけれども13円です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 清掃概要というのがありますよね、ことは、まだ、出ておりませんが。そうしますと、直近のごみ清掃概要の中に、可燃ごみ収集指定袋の価格ランキングというのがある。

その中で、47位から、これが、一番、カウントの仕方が問題としては、47位からということで、それから、低い順に、どことどこかということを知っている。

こんな答えやすいことを、何で俺が言わないといけないの。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 47位が清須市、45リッター8円、ここは、指定ごみ袋でございます。

46位が大府、45リッター8.4円、42位に、ここに春日井市、稲沢市、阿久比、東浦が入っておりまして、これは、45リッター10円、41位が扶桑町、45リッターで11円、40位が豊田市の40リッター10.3円ということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私どもがいただいている清掃概要の最新版と、ちょっと違うことを言った。ということは、最新版は、まだ、議員のほうには示されていない、示されていない中で、比較対象ができる47自治体の中で、一番安いのは大府市ですよということなのでよね。その清掃概要は。

だから、そういうことも含めて、質問を続けますが、それでは、先ほど、上乘せということをしていただけたわけですが、ごみ袋の製造原価と単価、製造原価にもうけと手数料を上乘せした販売価格、つまり、単価とは違う。

ですから、製造原価と販売単価について、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成28年度の製造原価でございます。45リッター45円で販売しているものでございます。製造原価が6.4円、売り払い手数料が、4円、ですので、差し引き上乘せ手数料というのが、34.6円です。

小30リットル30円でございますが、製造原価が4.6円、売り払い手数料が4円で、差し引き上乘せ手数料が、21.4円です。

特小20リットル20円は、製造原価が2.9円、売り払い手数料が4円、差し引き上乘せ手数料が、13.1円でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が、特小だとか小だとか申し上げている。大は、幾らかとこのことの答弁でいきますと、大は6円ですよ、製造原価。

これに手数料を上乘せして、6円ですから10円です。あとは、町のいただきものと、もうけものだと、こういうことになるのだと、これでよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 町へおさめていただくお金ということでございます。

○議長（浅井武光君） しっかり答弁してください。

環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） それで、この町へ入ってくるのが、45円から4円引いた41円ということです。

ちょっと訂正します。それは、別に支出しますので、45円でございます。

収入として入ってくるのは、45円でございます、それをこの支出のほうで4円支出をして製造原価も発注しておりますので、この分がまた出ていくということで、残るのは、確かに、34円60銭ということでございます。

町のもうけといいますと、34.60銭ということです。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） また後で、個別でじっくり話しましょう。それでなければらちが明かない。

次に進みますが、要は、これほど高い県下で2番目に高いごみ袋、しかも製造原価は6円台で6円だということです。あと、4円が販売手数料だといって、そのうちの半分はJAが取って、後の半分が小売業に、要は、そういう大で1袋45円と、これは、余りにもあなた方が12月議会で公共料金を値上げするときに使ったへ理屈だ、へ理屈とっても全然あわないじゃないか。12月には、町民会館の使用料、児童クラブの手数料、下水道と集落排水、それぞれの住民負担の値上げをするときに、あなた方はどういう説明をしたのか、近隣市町と比較をして、我が町は低いから上げますよという、こういう説明をしなかったのですか。教育部長さん、建設部長さん。

結局、近隣市町よりも我が町は低いから、住民負担を強めますよという提案理由をしたならば、近隣市町よりも飛びぬけて高い、県下で2番目に高いごみ袋は大幅に引き下げて、岡崎市や刈谷市、あるいは、ごみ清掃概要でいけば、大府市が一番安いわけですから、5円50銭、それ以下にすると、当たり前でしょう。あなた方が議会に説明してきた一貫性の問題から、場当たりでことを処すのは町長だけでいいわ。そのために、住民が苦しめられたらどうもならないので、一貫性の問題、論旨の一貫性の問題からいったら、12月は、住民負担を強めるために近隣市町の状況を比較したら、幸田町が安いから、住民負担を強めますよと、今度はそうしたときに、じゃあ、私のほうから、住民負担という点で近隣比較すると県下で2番目に高いじゃないかと、ごみ袋が、これは、少なくとも引き下げるべきだと、こういうことですが、こういう点はどういうふうにお考えですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 幸田町のごみ袋につきましては、確かに県下で2番目ということになっております。

それも平成17年に、今の料金に引き上げさせていただきました。そのおかげというか、皆様方の御協力によりまして、平成26年度のごみの成績5部門のうち、4部門が県内1位ということで、1部門が2位という、大変、優秀な成績、これもひとえに町内の皆様方のおかげでこういう成績を収められているということ、町としても十分に認識をしているところでございます。

また、これも、皆様方の日ごろの努力のたまものであり、大変、感謝はしております。

ただ、幸田町といたしましては、確かに45円ということでございます。例えば、近隣と先ほど言われましたので、岡崎を見てみますと、岡崎は、指定袋になっております、45リットル大体13円前後かなというところでございます。

ただ、岡崎の場合は、不燃ごみや資源ごみも袋に入れなければなりません。それをまた14円前後で不燃ごみの袋を買って、紙容器、プラ容器、容器包装というのを、また、ごみ袋を買って入れて、岡崎市はやっておられるということでございます。

幸田町の場合は、可燃ごみ1本ということで、そのかわり、分別ごみは、コンテナとか袋を用意しまして、無料でそこに入れていただければいいようにしながら、この燃やすごみの減量と資源ごみの分別を行っているところでございますので、今後もこの方式でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言ったように、幸田町は、県下で誇るごみの減量化と資源化だよと、それを、何で誇りに思わないのか。岡崎は、何でもいいで出せ出せと、ガス有料化でどんどん何でも燃やせますよと、幸田町が硬質プラスチックを分けておったら、岡崎市から文句を言われたでしょう。こんな火力の強いものを、何で燃やして資源ごみで分けするのだと、もっとどんどんもってこいよとっていつの間にか硬質プラスチックは持って行ってしまった。ガス有料化で、どんどん燃やせば、発電できる、発電量の大きいごみをそんな勝手なことをやるなどって、岡崎の勝手な言い分にくるくると丸められちゃった。だから、岡崎は、ごみなら何でもいいので、出せ出せ、どんどん燃やしてしまうよと、こういうものに対して、我が幸田町は、ばかなことを言うなど、資源ごみは限界があると、住民の協力を得て、リサイクルをする、資源化をする、そのことによって、県下でも1、2を争うごみの減量化と、一人当たりのごみの排出量というのを生み出してきたわけです。それは、まさに住民の協力なのです。それは、45円の袋の問題ではない。次元が違うよと、それだけ皆さんが協力をしているときに、近隣市町に比べても、ばか高いごみ袋というのは、12月の議会に、あなた方が言った近隣市町に比較をして、使用料を値上げしますよというものとは論旨が食い違いますが、一貫性が欠けますよということを申し上げた。

それは、幾らあなたとやっても、決定権がないもんな。町長に言ったら、町長からぶったおされるもので、そんなものこの3月でやめる部長が何で勝手なことを言うのだということになるので、そういう12月の議会には、近隣市町と比較をして、住民の負担が余りにも低いからとって町民会館の使用料や児童クラブの手数料、さらに下水道や集配の使用料値上げをしました。

今、申し上げたとおり、ごみの少量化からいけば、まさに幸田町は、住民負担を求めている。そして、成果としては、県下で有数の減量化を進めているときに、住民に還元すべき内容ではないですかと、せめて、岡崎市並み以下でいけば、1袋13円以下ですよ。こういうふうに値下げをするという点では、どうのお考えでしょうか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ごみ袋の件につきましては、もう何回も討議させていただいているわけでありまして、この町民会館の受益者負担の問題と、ごみの問題とは、かなり経過も違ってきておりますし、今後、環境経済部長が一生懸命対応させてもらいました。

このごみの問題につきましては、さらに、これを安くすることによって、どういう弊害が出るだろうかと、それは、いろんな問題が考えられるだろうとっております。

現状で、今、愛知県内で45円でありますけれども、ごみが少なく幸田町は、今、一番が4つというような状況があるわけでありまして、現状においては、この環境を維持していきたいというふうに思っております。

これはこれとして、ごみの問題については、現状維持でいきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長、やっぱり、論旨は一貫してほしいなというふうに思うわけで

す。

じゃあ、安くするとどういふ弊害ができるのか、弊害が起きるのかと、弊害が起きるとしたら、岡崎市のほうから、暴圧がかかってくる、そうでしょ。

岡崎のガス有料化ができる前は、八帖のクリーンセンターでさんざんいじめられた。へ理屈、は理屈つけられて、けども、今、新しい焼却場ができて、そこら辺は、若干、おさまったけれども、結局、その岡崎のへ理屈に負けてきたわけだ。ずっと一貫して、そういう弊害を指して言われるのか、そういうごみ袋を他市町に比べて高いというのは、尺度の次元が違ふと、尺度は一緒ですよ、住民の負担という点からいけば、みんな尺度は一緒だと。

住民負担を重くすることについては、一生懸命やる。軽くすることについては、へ理屈は理屈並べたてる。これが、あなたの答弁の内容だというふうには私は理解をしておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 岡崎の新しいクリーンセンター、ごみ処理場ができるときには、全体的に應分の負担をさせていただきました。全体で15年償還で、21億円、そのような対等なお金を払って、あそこを使わせていただいているわけでございます。

それと、岡崎市のガス有路で発電するという問題については、私は、それはちょっと違ふと思っておりますので、幸田町が、今、45円を出している状況下の中で、今後、町民の皆さんが、危惧するということが、一つ考えられます。

伊藤さん、おわかりだと思いますけれども、安くしたことによって、ごみの量というのが変わってくるのではないかなという気がしています。それが、どのくらいの影響が出てくるかということについては、今、私がどうのこうのと申し上げることではなくて、そんなことも一つ考えられるのではないかなと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、住民の負担を軽減をするとああいう弊害ができる、こういう弊害ができると、安くしたらごみがどんどん出てくると、気安く大袋でどんどん出すよと、これは、危惧というのか。これだけ定着しているのですよ。ごみの減量化と資源化リサイクル、これが、一過性で2、3年前から突然ぽって出て、その状況も不安定ではない。もう5年、10年も長い経過の中で、幸田町のごみの減量化、資源化というのは、県下でも1、2位を争う。こういうときにごみ袋が高いか安いという次元が違ふわけです。

だから、昨年9月だと思いますけれども、学校給食の給食費無料化といったときに、あなた何ていった。無料化にしたら食べ残しがべらぼうに出ると言っているわけだ。だからやらないよと。すぐ後に、岡崎市が、1カ月だけだけれども、無料化を実施をした、食べ残しはどうなんだと、べらぼうにふえたかといったら、一緒ですよと、こういうのと一緒なのです。素直にそれを受けとめて、どう発展をさせていくかということではなくて、全然次元の違ふ話をぽんとぶち上げて、さあどうだと、こういうやり方なのだということだ。それは、違ひますか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、岡崎の件です。

そんなこと申し上げたことは、一度もないと思っているのですが、私は、町民を信頼しております。今、伊藤議員がおっしゃることでしたら、45円は肯定されるようなことを伊藤さんが、今、おっしゃった。町民の皆さんは、今、固定的に、これがみんなあれしていて、そのような対応でごみ処理はしているのだということをおっしゃった。私もそれは、そのとおりだと思っております。

今、何か逆のことをおっしゃったような感じがしているのですけれども。私は、そのような形で、安くすればということで、一つの言葉として申し上げたわけです。

その安くなることによって、たくさん出るのはないかということをおっしゃっていると。しかしながら、伊藤議員は、今、45円の立派にみんな一生懸命やっているのだから、これでいいじゃないかというお話をされたのではないかと、私もそれが賛成でございます。現状のところにおいては、このまま経緯を見させていただきたいと、そんなことを思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに町民を信頼をしていないから、給食費を無料にするとべらぼうにふえると、それからこそ、私は、信頼しているからこそ、45円を5円だ10円だというふうにしても、今の水準の町民の意識水準からいったら、ごみの減量化、資源化、リサイクル化、できますよということをおっしゃっている。

それを、鬼の首をとったように、町民を信頼していないというのは、あなたですよ。全く信頼していない。論理のすりかえをやって、45円というものを正当化する、その論法は、あなたの最も得意とする、すりかえをして、切りかえをする、こういう点で、この問題も含めて、次の施政方針の関係にまいてまいります。

1月4日に仕事始め式がございました。そのときに、町長は、次の種まきの年にしたいと、新たな戦略、新たな取り組みをしたいと、こういうことを言われました。

その内容が、施政方針、あるいは、新年度の予算、これは、提案をされただけで、質疑はまだされておられません。

そういう内容から伺えることは、何もないわけなのです。何も見えてこない。じゃあ、あなたが言われた新たな戦略とは、何なのか、新たな取り組みとは何なのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 施政方針の問題でございますが、施政方針というよりも、ことしの1月4日とおっしゃったのですけれども、職員の新年の御挨拶の日じゃないかと思うのです。そここのところで、施政方針なんか申し上げたことはないのです。

要するに、新たな戦略をということでございますけれども、職員の皆様に英知を出して、新たな取り組みをしましょうよということをおっしゃった。

それを、新たな戦略をということで、何か、意味不明の何とかだとか、かんとかだと書いてありますけれども、それぞれ職員の皆様が、新しい新年になりまして、新しい取り組みをやっていきましょうということをおっしゃったところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、町長の真髓が、今、言われた。

私は、1月4日に施政方針なんて、一言も言ったか、仕事始め式、新たな戦略について取り組みをしたいということと言われましたねと、その内容が、施政方針にも出ておりませんがどうかということですを聞いたら、施政方針の質問の通告の内容まで、あなた口を出しているわけ。とんでもないでしょ。

議員が、どういう一般質問の通告をしようと、議案質疑の通告をしようと、あなたが介入することではない。それを、平然とやって議会の答弁としてやってくる。もつてのほか。

つまり、的外しをして、内容をはぐらかせるということは、それだけ施政方針について自信がないということのあらわれですよということです。

要は、この仕事始めのときに言われた新たな戦略というものが、施政方針の中には反映されておられませんでしょう。予算の中にも見受けることができませんが、あなたはどうかお考えですかということの答弁を求めているものであります。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回、大変厳しい予算編成の中でありましてけれども、11億4,000万円というのが、新たな事業を取り組んでおります。これは、新規でございます。

そういう状況下の中で、伊藤議員がおっしゃるような、いろんなことをやっているわけですが、空き家対策から、それから、豊坂の児童館、それから、幸田の保育園の園舎の改修とか成年後見人基幹相談支援事業、坂崎小学校の増築、北中の実施設計、さくらつばきホールの音響照明施設の改修、それから、総合体育館の不動産鑑定、カンボジアの問題、聞入寺の用地の測量とか、かなり、相当たくさんものを、新たな11億円、新規に11億4,000万円の新たな盛り込んでおります。それが新規でございまして、従前からのもの全部を入れまして、一般会計では、153億8,000万円ということになるわけでございます。その辺は、一つ御理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、通告にもありますように、戦略とは、そもそも何なのか、今、あなたがずっと新規事業も含めてざっと言われた、それは、戦術なのです。この戦略を実現をし、戦略目標を達成するためにどう戦術を組み立てていくか、こういう論法の上に成り立っている万葉だよということでございます。

端的に申し上げますけれども、要は、戦略とは何ぞやというものの理解が全くない。戦略と戦術を混同しているということと、もう一つは、いろいろ今まで答弁をされたけれども、結果的には言葉あって中身なしですよと、言葉遊びでしよう、活字が並んでも意味不明の文章でしようということでございます。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 活字あって何とかなしとおっしゃるわけですが、やはり、人の心を感じようと思えば、それは、人の心が読めるのだろうと思うし、思えなければ思えないということだと思っております。

私が、今、戦略と戦術とおっしゃったのですけれども、すべからず戦略というのは、

ある意味ではたくらみですよ。私は、戦術だとか戦略というのは、ある意味の戦略と
いいますか、全体の新たな取り組みについて、町民の皆さんに対して、職員がいか
にそれを巧みに捉えていくかということの一つの戦略として捉えていきたいと、そ
ういうこととでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要らないことを言うもんだ。

要は、戦略とは何だと、私がいったのではなくて、あなたが言っているわけだ。そ
も戦略とは何なのか、その戦略を実現するため、戦術があるのですよということ
を申し上げただけ。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員がおっしゃったように、その辺もじっくり頭の中
に入れて、対応してまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問を終わりました。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は、3月9日木曜日、午前9時から再開をいたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だより用の原稿を、3月13日月曜日までに、事
務局に提出をお願いいたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年3月6日

議 長

議 員

議 員